

業 務 概 要

令和元年度版（平成 30 年度実績）

島根県立心と体の相談センター

目 次

はじめに

I センターの概要	1
1. 目的	
2. 沿革	
3. 所在地	
4. 組織・職員配置及び所管業務	
5. 令和元年度運営方針	
6. 令和元年度年間行事予定	
II 平成30年度事業実績	
◇身体障害者更生相談所編	
1. 相談・判定業務の実績	7
(1) 来所・定期相談	
(2) 補装具・更生医療の判定	
(3) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ	
2. 身体障害者手帳の交付状況	9
(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移	
(2) 平成30年度の身体障害者手帳処理状況	
(3) 平成30年度の市町村別発行件数	
(4) 平成30年度末の所持者数	
(5) 法第15条の規定による医師の指定について	
(6) 手帳申請から発行までの流れ	
3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会	11
◇知的障害者更生相談所編	
1. 相談と判定	13
(1) 相談	
(2) 判定	
2. 判定書交付	13
3. 会議、研修会	14
4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ	15
◇精神保健福祉センター編	
1. 技術指導・技術援助	17
(1) 事業実績	
(2) 精神保健福祉業務担当課長係長等会議	
(3) 講師の派遣	
2. 普及啓発	18
(1) 講演会	
(2) ビデオ・DVDの貸し出し	
3. 精神保健福祉相談	19
(1) 来所相談	
(2) 電話相談「心のダイヤル」	
4. 組織育成	22
(1) 島根県精神保健福祉会連合会	
(2) 島根県精神保健福祉協会	
(3) 精神保健ボランティア組織	
(4) 精神当事者連絡会	
(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会（しまねこころの交流会）	
(6) ほほえみの風イベント	
5. 特定相談指導事業	24
(1) アルコール関連問題	
(2) 思春期精神保健	
6. ギャンブル依存症相談関連事業	26
7. 調査・研究事業	27
i 「ギャンブル障がい支援プログラムを活用した地域での実践」	

ii 「島根県版ひきこもり適応行動チェックリストの開発」	
8. 自死対策推進センター事業	32
9. 自死遺族支援	34
10. 精神医療審査会	35
(1) 精神医療審査会における審査事項	
(2) 事務処理の流れ	
(3) 精神医療審査会の審査状況	
11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	37
(1) 平成30年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2) 平成30年度月別承認状況	
(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	

◇島根県ひきこもり支援センター編

(1) 来所相談・電話相談	39
(2) 小集団グループ活動	39
(3) ひきこもり家族教室	40
(4) 家族会支援	41
(5) 市町村等への技術支援・研修の実施	42
(6) 支援会議等	42
(7) 広報啓発	43

III 資料

1. 島根県立心と体の相談センター条例	45
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	46
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	47
(1) 身体障害者手帳	
① 市町村別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-1 市町村別・障がい別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-2 市町村別・障がい別・男女別身体障害者手帳所持者数	
③ 障がい別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳	
① 市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
② 精神障害者保健福祉手帳月別承認状況	
③ 市町村別・年齢階層別・男女別自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
④ 市町村別・年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(3) 療育手帳	
① 市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数	
② 相談・判定状況（過去5年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	58
(1) 補装具判定業務委託医療機関	
(2) 平成30年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3) 平成30年度市町村別判定状況	

はじめに

島根県立心と体の相談センターの令和元年度版（平成 30 年度実績）の業務概要をお届けします。

当センターは、精神・知的・身体の三障がいを総合的に支援するという観点から、精神保健福祉センター・知的障害者更生相談所・身体障害者更生相談所の三機能を合わせ持ったセンターとして、平成 17 年 4 月に設置されて以来、14 年が経過いたしました。

平成 30 年度は、前年度に引き続いて、ひきこもり支援に最も力を入れて取り組みました。当センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を開設後 4 年となり、ひきこもり相談の延べ件数は 444 件と、開設初年度にくらべ約 1.9 倍に増加しました。また、ひきこもり家族教室を県内 8 か所で開催し、延べ 102 人の家族にご参加いただきました。さらに、県内の支援者に向けて、相談対応のスキルアップを図るための新たな実践的研修も開始したところです。

ひきこもり支援と並んで、平成 30 年度に当センターが力を入れて取り組んだことは、依存症対策です。その中でも、ギャンブル依存については、当センターで開発した認知行動療法プログラムを、個別相談、集団プログラムとして実施する他、このプログラムの使い方研修を、東京、福岡において、全国の精神保健福祉センター職員向けに開催するなど、先進的な取り組みができたと考えています。

例示したもの以外にも、当センターは、精神・知的・身体の三障がいについての業務について、全職員が全力をあげて取り組みを行っています。職員一同、引き続き、「丁寧」「公平・公正」「迅速」な対応を心がけて業務にあたっていきたいと思っております。当センターへのこれまでの御支援・御協力に感謝しますとともに、今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

島根県立心と体の相談センター
所長 小原 圭司

I センターの概要

1. 目 的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の三機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的に行うことを目的として、平成17年4月に設置されました。

2. 沿 革

（身体障害者更生相談所）

- 昭和26年9月 松江市朝日町に島根県身体障害者更生相談所設置（県立朝日更生園に併置）
- 昭和38年8月 県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転
- 昭和63年10月 県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転

（知的障害者更生相談所）

- 昭和35年7月1日 松江市朝日町に島根県精神薄弱者更生相談所設置（島根県身体障害者更生相談所に併置）
- 昭和52年4月1日 松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置）
浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置
- 昭和63年4月1日 出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置）
益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置
- 平成11年4月1日 知的障害者更生相談所に名称変更
*平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年 法律第110号）に基づき名称変更

（精神保健福祉センター）

- 昭和53年10月1日 松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に島根県立精神衛生センター設置
- 昭和63年7月19日 島根県立精神保健センターと名称変更
- 平成7年7月11日 島根県立精神保健福祉センターと名称変更

（心と体の相談センター）

- 平成17年4月1日 上記の三機関を統合し、島根県立心と体の相談センター設置（松江市東津田町 いきいきプラザ島根内）

3. 所 在 地

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3

いきいきプラザ島根（2階）

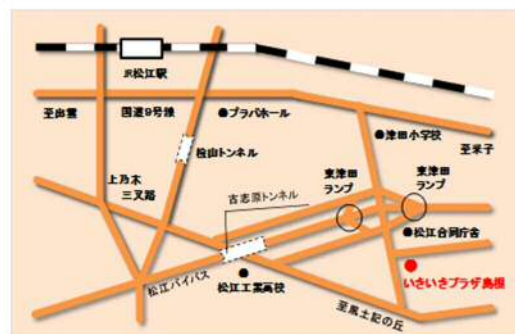
代表TEL：0852-32-5905・5908

専門相談TEL：0852-21-2045

心のダイヤル：0852-21-2885

F A X：0852-32-5924

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」
で「県合同庁舎前」停留所下車

4. 組織・職員配置及び所管業務

(平成31年4月1日現在)

(1) 組織及び所管業務

所長 技術（医師） 1

副所長 事務 1
 所長の補佐及び代理
 人事・服務
 危機管理
 精神保健福祉協会事務

地域支援課 事務 5、技術 2、嘱託 3（4名：R1.6.1～）
 予算・会計・庶務事務
 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
 自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付
 自立支援医療（更生医療）・補装具の給付判定
 身体障害者福祉法に基づく医師の指定

相談判定課 技術 6、事務 1、嘱託 2（3名：R1.5.1～）
 心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談
 精神医療審査会の運営
 精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援
 精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援
 障がいの程度及び心理的・職能的判定
 療育手帳の判定・交付
 知的障がい者の巡回相談、判定
 精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究
 ひきこもり支援センター業務（個別相談、少人数グループ活動、ひきこもり家族教室等）
 自死対策推進センター事業、自死遺族支援
 診療所事務

(2) 職員等の配置状況

(職員)	所長（精神科医）	1
	22名 副所長（事務職）	1
	保健師	1
	看護師	1
	作業療法士	1
	心理判定員	4
	精神保健福祉士	1
	事務職	6
	嘱託	6
	(嘱託医)	18名 少人数グループ活動、診療等
発達障害等相談等		1（精神科医）
精神医療審査会支援等		1（精神科医）
身体障がい者に関する医学的判定		6
精神障がい者に関する医学的判定		6（内1名は発達障害等相談等と兼務）
(兼務職員) ※療育手帳の判定業務（18才以上新規）	14名 知的障がい者に関する医学的判定	3（児相と兼務）
	中央児童相談所隠岐相談室	1
	出雲児童相談所判定保護課	6
	浜田児童相談所判定保護課	5
	益田児童相談所判定保護課	4

5. 令和元年度運営方針

【センターの目標】

三障がいに関する相談支援機関を統合して設置されたことを踏まえ、対象の方々の自立支援のために総合的かつ専門的な相談支援を行います。また、自死・ひきこもり・依存症など心の健康に関わる多様な課題に対応し、県民の心の健康に関する中核的機関としての役割を果たします。

（基本指針）

- ① 心の健康に関する相談をはじめ、様々な障がいについて支援を行い、相談に当たっては懇切丁寧に対応します。
- ② 障がい者手帳、補装具、自立支援医療（更生・精神通院）に関する事務を迅速・的確に行います。
- ③ 精神医療審査会を所管し、精神保健福祉法に定める定期の報告等の審査、退院等の請求の審査を適切に行います。
- ④ 専門相談機関として、市町村や関係機関に対し、適切な技術支援を行います。
- ⑤ 障がい福祉や心の健康への理解を深めるための広報を行います。また、支援関係者及び市町村等に対し、分かりやすく効果的な情報提供や研修を行います。

【今年度の重点目標】

- 1 職位、職種を超え、職員一人ひとりの意見を尊重し、相談、意見表明しやすい環境づくりを行い、自由闊達で活力ある職場づくりを行う。また、障がい、育児、介護等に配慮が必要な職員を積極的に支援する。
- 2 ワーク・ライフ・バランスを保つため、業務量の変動や各職員の負荷を常に意識し、影響を最小限に抑える。併せて、年次有給休暇、夏季休暇の取得が進むよう工夫する。
- 3 精神医療審査会の円滑な運営を行う。
- 4 手帳、自立支援医療及び補装具について、迅速で正確な審査判定処理を行うとともに、分かりやすい資料・文書の作成に努め、当事者、市町村、医療関係者の制度理解を深める。
- 5 ひきこもり支援センターの事業の推進に引き続き努めるほか、依存症など必要な支援も引き続き努める。
- 6 本庁及び関係機関と連携を図りながら、自死対策推進センターの着実な事業推進に努める。
- 7 個人情報の厳正な管理を徹底する。
- 8 相談支援は相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら、正確な知識に基づいて懇切丁寧に行う。

6. 令和元年度 年間行事予定

△は期日未定

区分	事業名 (開催地等)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①会議・研修会等	アルコール関連問題													
	関係者会議						6日 (松江)				30日 地域セミナー			
ギャンブル関連問題	関係者セミナー							2日 (松江)						
	島根ギャンブル牌がい回遊トレーニングプログラム (SAT-G) (毎月第4水曜日)	24日	22日	26日	24日	28日	25日	30日	27日	25日	22日	26日	25日	
ひきこもり支援	ギャンブル牌がい支援スキルアップセミナー								6日 (松江)					
	小集団グループ活動「クローバー」(第1.2.4木曜日)	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	第1.2.4木曜	
	小集団グループ活動「しろつめくさ」(毎月1回)	16日	13日	20日	18日	27日	19日	15日	16日 (浜田)	22日	19日	20日	17日	
	ひきこもり支援従事者研修会										20日 (松江)			
	ひきこもり支援講演会								30日 (松江)					
	家族教室(7圏域で開催)				出張19日 県央20日 雲南31日	松江26日 浜田19日 益田20日	松江20日 出張10日 浜田25日・益田24日	出張18日 浜田30日・益田29日	松江1日・ 隠岐はるかなり相談 11、12日					
	家族のつどい		松江10日 浜田21日 益田22日									出張28日	松江 9日 浜田17日 益田18日	
	島根県精神保健福祉会連合会(彦根会)		25日 理事会					26日 理事会		12日 精神保健福祉大 会(浜田市)			△ 理事会	
	島根県精神当事者連絡会				1日 総会(出雲市)				5日(基田市) しまねこころの 心の交流会					
	島根県精神保健ボランティア連絡協議会					6日 総会(松江市)			5日(基田市) 心の交流コンサート					
団体支援	役員会、 大会 その他	第1回大会実行 委員会	16日 役員会	第1回大会実行 委員会	第2回大会実行委員会 第3回大会実行委 員会	第2回大会実行委員会 第3回大会実行委 員会	第3回大会実行委 員会	第3回大会実行委 員会	精神保健福祉大 会(基田市)	9日 精神保健福祉大 会(基田市)	助成事業交付 決定		助成金交付	
		自死遺族のための相談会(随時開催)												
	自死遺族支援研修会											5日 大田		
	自死対策等関係機関研修会													
自死対策 自死遺族支援	自死対策等関係機関研修会													
	ネットキーパー指導者養成研修会			14、15日 出張										
	自死対策圏域連絡調整会議													
	市町村障がい福祉業務担当職員研修会		17日(松江) 29日(浜田)									5日 大田		
市町村研修等	市町村障がい福祉業務担当職員実地実務指導(未定)													

区分	事業名 (開催地等)												1月	2月	3月				
定例業務	精神障害者保健福祉手帳・精神通院受給者証	精神障害者保健福祉手帳等審査会	出雲HC																
			いさいき	13日	27日	20日	24日	28日	14日	28日	27日								
	補装具等	定期相談	心と体の相談センター (原則:毎月第4月曜日)	23日	28日	25日	22日	26日	25日	25日	25日	25日	25日	25日	25日	25日	25日	25日	
			松江医療センター (原則:偶数月第3木曜日)	12日	7日	23日	18日	21日	21日	21日	21日	21日	21日	21日	21日	21日	21日	21日	
			西部 電動車椅子 (原則:偶数月第3月曜日)	16日	18日	20日	15日	18日	18日	18日	18日	18日	18日	18日	18日	18日	18日	18日	18日
			必要に応じて県内委託医療機関にて実施	毎月定期的に実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	身体障害者手帳	身体障害者手帳等級判定調整会議(月2回)	第1第3火曜日 9:30~	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	精神医療	精神医療審査会	雲南	18日	16日	27日	18日	22日	19日	17日	21日	19日	16日	20日 (全体会)	19日	19日	19日	19日	
			出雲	12日	10日	2日	7日	6日	6日	6日	6日	6日	6日	6日	6日	6日	6日	6日	6日
	療育手帳	療育手帳判定巡回相談	大田	15日	7日	11日	25日	20日	19日	21日	25日	20日	19日	21日	25日	20日	19日	21日	25日
			邑智		15日	4日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日
			浜田		15日	4日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日	3日
			益田		14日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日	18,19日
			隠岐																
		療育手帳交付	毎月定期的に実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

Ⅱ 平成 30 年度事業実績

◇身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績

(1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
- ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
- ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後

（平成 30 年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	128	20	1	149

補装具の相談件数は判定関連のもののみであった。

(2) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする 19 医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具			更生医療	
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
	552	278	1	539	0

補装具委託病院

- Ⅲ 資料の 4 の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり
(58 ページ)

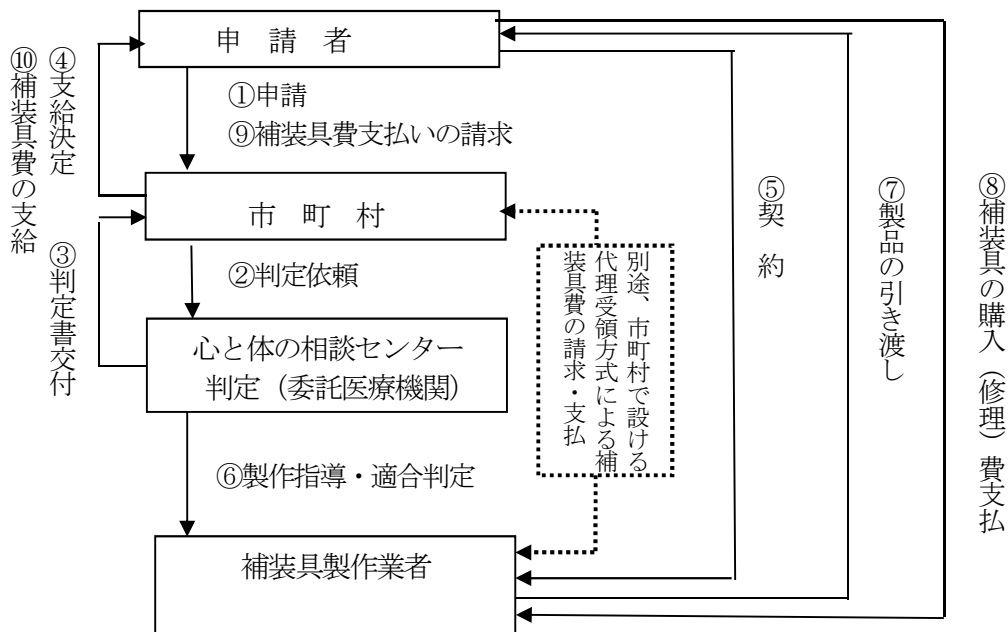
障害別の判定状況

- Ⅲ 資料の 4 の障害別補装具・更生医療の判定状況のとおり
(59 ページ)

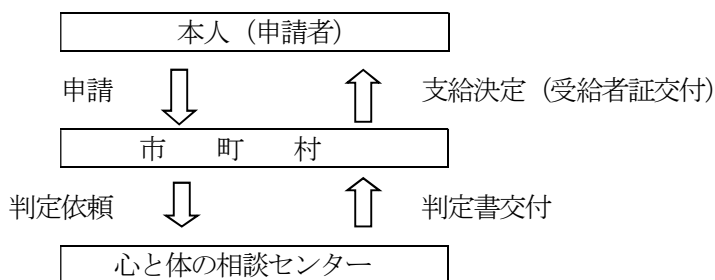
(3) 補装具判定事務処理及び自立支援医療(更生医療)判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療(更生医療)判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

◆ 補装具判定事務処理の流れ



◆ 自立支援医療(更生医療)判定事務の流れ



*書類判定(嘱託医により実施)

○書類判定の内容

◇補装具

区 分	判定回数
・補聴器	月に2回
・重度障害者用意思伝達装置	月に1回

◇自立支援医療(更生医療)

区 分	判定回数
・腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・心臓機能障害	月に3～4回
・肝臓機能障害	月に1回
・肢体不自由	月に1回
・音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・視覚障害	月に1回

2. 身体障害者手帳の交付状況

(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総件数	2,938	2,682	2,676	2,891	2,145
月平均	245	224	223	241	179

県本庁からの事務移管により、平成 5 年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。
身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。(47～51 ページ)

(2) 平成 30 年度の身体障害者手帳処理状況

平成 30 年度は、新規手帳の交付数が 1,240 件、死亡等による返還数が 1,821 件、県内等転入が 53 件、県外等転出が 60 件あった。

なお、平成 30 年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に 12 件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の 7 級の障がいのが 1 つのみのもの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。(再認定の結果、障がい程度に該当しないものとしての「非該当決定」 3 件を含む。)

月	発行日	新規	障害変更	破損ほか	再認定	合計
4 月	4/13	33	13	9	10	65
	4/27	42	16	8	8	74
5 月	5/15	51	19	8	12	90
	5/31	59	17	10	10	96
6 月	6/15	45	16	5	17	83
	6/29	46	15	9	16	86
7 月	7/13	63	15	10	10	98
	7/31	59	14	16	5	94
8 月	8/15	47	22	15	6	90
	8/31	77	15	10	12	114
9 月	9/14	44	7	11	13	75
	9/28	44	18	12	10	84
10 月	10/15	60	21	7	15	103
	10/31	46	15	15	17	93
11 月	11/15	63	14	15	16	108
	11/30	65	26	6	12	109
12 月	12/14	51	16	6	6	79
	12/28	60	14	6	8	88
1 月	1/15	32	14	9	7	62
	1/31	49	22	16	16	103
2 月	2/15	50	19	5	14	88
	2/28	51	16	7	11	85
3 月	3/15	42	20	13	9	84
	3/29	61	14	8	11	94
合 計		1,240	398	236	271	2,145

(3)平成 30 年度の市町村別発行件数

平成 30 年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、7 市合計の手帳発行数は全体の約 82%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が 6%、聴覚障害が 10%、肢体不自由が 32%、内部障害が 52%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
浜田市	287	153	63	38	33	7	31	85	164
出雲市	656	368	135	52	101	59	64	202	331
益田市	236	155	32	26	23	11	28	98	99
大田市	172	109	28	14	21	9	17	56	90
安来市	132	79	21	15	17	6	19	38	69
江津市	96	61	12	17	6	4	10	23	59
雲南市	184	91	43	29	21	13	19	54	98
奥出雲町	68	45	12	3	8	4	9	21	34
飯南町	32	15	5	6	6	1	0	13	18
川本町	18	11	3	3	1	0	2	6	10
美郷町	23	15	2	4	2	2	2	8	11
邑南町	56	36	8	6	6	4	6	18	28
津和野町	52	31	9	10	2	2	3	21	26
吉賀町	34	15	8	4	7	2	1	17	14
海士町	12	5	6	1	0	1	2	3	6
西ノ島町	15	8	3	2	2	0	1	6	8
知夫村	1	0	1	0	0	0	0	1	0
隠岐の島町	71	43	7	6	15	6	9	14	42
合計	2,145	1,240	398	236	271	131	223	684	1,107

(4)平成30年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり (47～51 ページ)

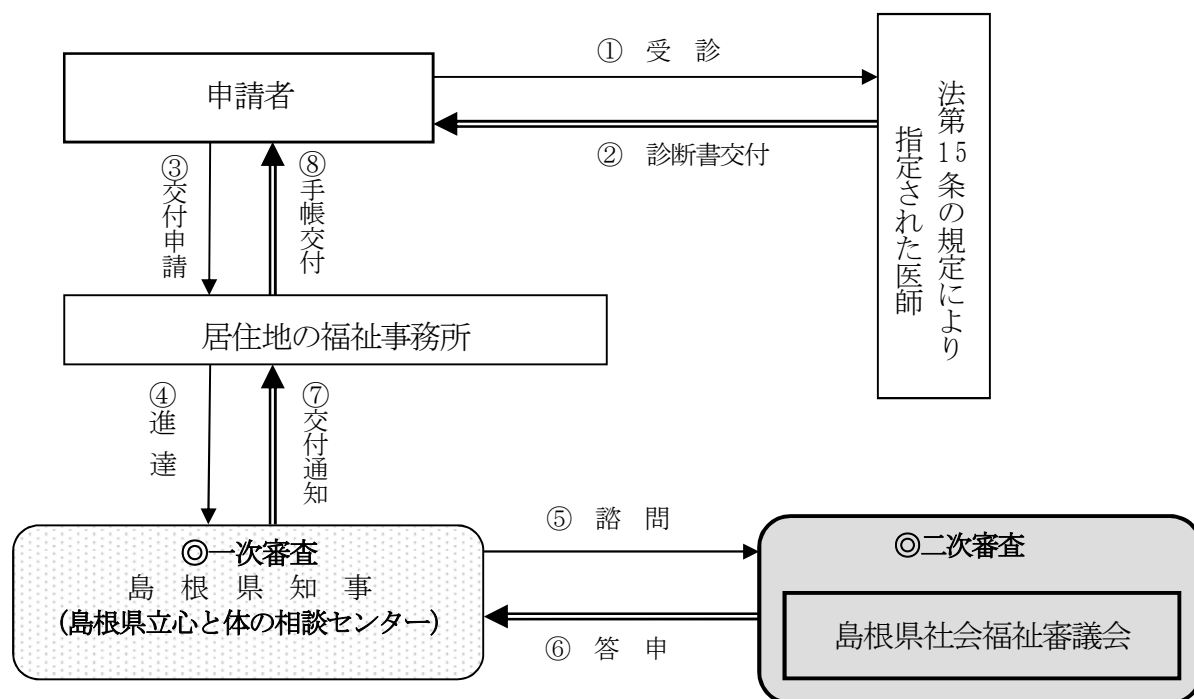
- ① 市町村別：等級別：年齢別 (18 歳未満・65 歳以上) 身体障害者手帳所持者数
- ②-1 市町村別：障がい別：年齢別 (18 歳未満・65 歳以上) 身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別：等級別：年齢別 (18 歳未満・65 歳以上) 身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移 (H10 年度～H30 年度)

(5)法第 15 条の規定による医師の指定について

平成 30 年度においては、法第 15 条の規定による新規指定が 42 名であった。

3 月 31 日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、768 名となった。

(6)手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査をいう。

専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠くと認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務等に関する制度説明、事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

(1) 東部会場 参加人員：34名
日 時：平成30年5月30日（水） 9:30～16:00
場 所：県松江合同庁舎 601会議室

(2) 西部会場 参加人員：23名
日 時：平成30年5月22日（火） 9:30～16:00
場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

◇知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定

(1) 相談

①来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。平成30年度の受付は297件であり、のうち療育手帳判定に関する相談が145件（48.8%）、職業に関する相談が1件（0.3%）、生活に関する相談が1件（0.3%）、その他相談（成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供）が150件（50.5%）であった。療育手帳に関するものが全体の5割弱を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼とあわせ、主な相談となっている。（別表参照）

②巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障害保健福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、平成30年度は42回（延べ派遣スタッフ42人）の巡回相談で108件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。（別表参照）

(2) 判定

①医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

②心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

③職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

平成30年度は427件の判定を行い、そのうち医学的判定が34件、心理学的判定が392件、その他の判定が1件であった。

2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が229件（57.8%）と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請に係る情報提供の判定書交付が167件（42.2%）である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっているが、平成30年度は0件であった。

平成30年度判定書交付種別件数（別表の再掲）

項目	件数	備考
障害支援区分に関する判定	0件	
療育手帳に関する判定	229件	
その他	167件	（成年後見制度申し立て、年金診断に関するもの）
計	396件	

平成27年度に療育手帳再判定期日の見直しを行い、平成28年4月1日から18歳以上については次期判定までの期間を10年後、または再判定不要とした。そのため療育手帳交付件数は減少している。

3. 会議、研修会

○市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、療育手帳の判定及び交付事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

(1) 東部会場 参加人員：34名

日 時：平成30年5月30日（水） 9:30～16:00

場 所：松江合同庁舎 601会議室

(2) 西部会場 参加人員：23名

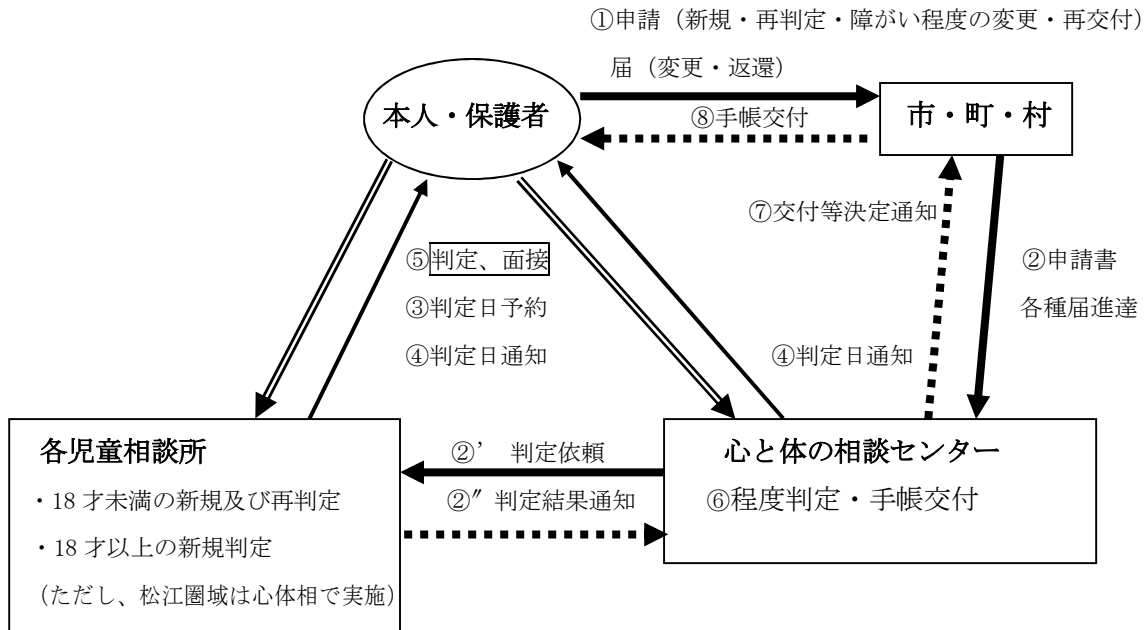
日 時：平成30年5月22日（火） 9:30～16:00

場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

別表 平成30年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

取扱 実 人数	相 談 内 容									判 定 内 容					判定書交付件数				
	施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 学 的 判 定	職 能 的 判 定	そ の 他 の 判 定	計	障 害 支 援 区 分	療 育 手 帳	そ の 他 計	計	
来 所	286	0	0	1	0	1	0	145	150	297	33	284	0	1	318	0	127	161	288
巡 回	105	0	0	0	0	0	0	105	3	108	1	108	0	0	109	0	102	6	108
計	391	0	0	1	0	1	0	250	153	405	34	392	0	1	427	0	229	167	396

4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ



No.	事項	様式	備考・留意事項
①	<ul style="list-style-type: none"> 相談 手帳交付申請（新規・再判定・障がい程度の変更・再交付） 記載事項変更届 返還届 	様式第1号 様式第6号 様式第7号	<ul style="list-style-type: none"> 申請者への制度・必要書類等の説明 判定日予約、判定会場の説明 松江地区以外の新規判定は各児相 書類判定あり
②	<ul style="list-style-type: none"> 申請書進達 各種届進達 	要領様式1	<ul style="list-style-type: none"> 住所、氏名等の確認
②'	<ul style="list-style-type: none"> 児童の判定依頼 	要領様式2	<ul style="list-style-type: none"> 各管轄児童相談所への判定依頼
②''	<ul style="list-style-type: none"> 判定結果通知 	要領様式3	
③	<ul style="list-style-type: none"> 判定日予約 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者への案内
④	<ul style="list-style-type: none"> 判定日通知 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者への通知
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 判定、面接 		<ul style="list-style-type: none"> 心理検査及び状況聴取 新規判定は家庭環境、生育歴等の聴取
⑥	<ul style="list-style-type: none"> 程度判定 手帳交付等決定 		
⑦	<ul style="list-style-type: none"> 交付等決定 非該当通知 障がい程度確認通知 	要領様式4 様式第4号 様式第5号	<ul style="list-style-type: none"> 申請者への連絡
⑧	<ul style="list-style-type: none"> 手帳交付 		<ul style="list-style-type: none"> 該当者への交付

(注) 1. 療育手帳交付に係る各種様式は「島根県療育手帳交付要綱」「島根県療育手帳制度事務取扱要領」を参照。

2. 手帳は1週間に1回の頻度で交付。

◇精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

(1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	心の健康づくり	ひきこもり	自死関連	犯罪被害	災害	その他	計
保健所	3	2		6	3	5	1		1	4	25
市町村		2		8	2	6				3	21
医療施設				7	2	2				2	13
障害者支援施設				3	1	1				13	18
社会福祉施設				3	2						5
その他	2	2	2	11	5	11	1	1		10	45
計	5	6	2	38	15	25	2	1	1	32	127

(2) 精神保健福祉業務担当課長係長等会議

当センターと保健所、県障がい福祉課（主催）との会議に参加し、精神保健福祉業務に関する意見・情報交換を行い連携を深めた。

年 月 日	内 容
平成 30 年 5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・自死対策について ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業について ・依存症医療体制整備事業について ・難治性統合失調症医療体制事業について ・措置入院者に対する退院後の支援について
平成 30 年 9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度事業の進捗状況等について ・平成 30 年、31 年度予算について ・事業見直しの進め方について
平成 31 年 2 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度事業について ・事業の見直し(ピアサポーター等活用事業/社会適応訓練事業) ・自死対策について ・措置入院について(移送時に身体拘束/事前調査/措置退院後の支援)

(3) 講師の派遣

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

月 日	派 遣 内 容
平成 30 年 5 月 21 日	島精連 家族相談員養成研修会 益田会場 (精神疾患)
6 月 4 日	島精連 家族相談員養成研修会 出雲会場 (精神疾患)
7 月 9 日	雲南圏域 ピアサポーターフォローアップ研修
7 月 10 日	新任保健師等研修会(前期 I) (相談対応の基礎・自死対策)
7 月 31 日	新任養護教諭研修会 (自死対策)
7 月 31 日	生活保護関係職員研修 I (依存症について)
8 月 2 日	長崎県 依存症相談窓口担当者技術研修会 (ギャンブル依存)
9 月 11 日	出雲圏域 地域生活移行・地域定着支援事業研修会 (ひきこもり支援)
9 月 15 日	3 圏域合同ギャンブル依存研修会 (ギャンブル依存)
10 月 2 日	ギャンブル障害の精神保健相談・支援の実践研修(ギャンブル依存)
10 月 13 日	電話相談ボランティア養成講座 (精神疾患)

10月19日	隠岐圏域 ボランティア研修 (精神疾患)
10月19日	大田圏域 地域生活移行・地域定着支援事業研修会 (社会復帰)
10月20日	電話相談ボランティア養成講座 (自死対策)
10月20日	名古屋市 ギャンブル問題関係者研修 (ギャンブル依存)
11月2日	ギャンブル障害の精神保健相談・支援の実践研修 (ギャンブル依存)
11月24日	中四国精神保健福祉士大会ワークショップ (ギャンブル依存)
12月4日	ギャンブル障害の精神保健福祉相談・支援の実践研修 (ギャンブル依存)
2月12日	栃木県 SAT-G 研修 (ギャンブル依存)
2月14日	障害者虐待防止・権利擁護研修 (面接技法)
2月27日	厚労省心の健康づくり対策事業 ひきこもり対策研修 (ひきこもり支援)
3月8日	高知県 SAT-G 研修 (ギャンブル依存)

※平成30年度島根県精神保健福祉相談員資格取得講習会(H30.11.12~12.13、H31.1.7~1.11)において、センター業務・自死対策・ギャンブル依存・自助グループ・ひきこもり支援の講義に関して協力した。

2. 普及啓発

一般住民等に対して、精神保健福祉の知識、精神障がい者についての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等についての普及啓発を行った。

【事業内容】

(1) 講演会

○ アルコール関連問題地域セミナー

- 日時 平成30年7月14日(土) 13:30~16:45
- 会場 パルメイト出雲 4階パルメイトホール
- 参加者 島根県社会福祉士会、島根県医療ソーシャルワーカー協会、島根県精神保健福祉士会の会員(45名)
- 内容
 - ・体験談「アルコール依存症と回復への道のり」
発表者 島根県断酒新生会 会員
会員家族
 - ・講演「アルコール依存症とその支援」
講師 松江赤十字病院 精神神経科 部長 室津 和男 氏
 - ・グループワーク

○ アルコール関連問題学校セミナー

【第1回】

- 日時 平成30年10月12日(金) 13:30~14:20
- 会場 益田市立東陽中学校
- 参加者 3年生(33名)、教職員
- 内容
 - ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 島根県断酒新生会 会員
 - ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
講師 サポートセンターFOH 精神保健福祉士 檜谷 佳誉子 氏

【第2回】

- 日時 平成30年11月19日(月) 14:35~15:25
- 会場 益田市立高津中学校
- 参加者 3年生(78名)、教職員
- 内容
 - ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 島根県断酒新生会 会員
 - ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
講師 松ヶ丘病院 精神保健福祉士 小川 諒 氏

【第3回】

日時 平成30年11月30日(金) 10:15～11:45

会場 島根大学 教養講義室棟 603 教室

参加者 島根大学 学生(24名)、教職員

内容 ・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」

発表者 島根県断酒新生会 会員

会員家族

・講義「酒と健康」

講師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 稲田 昌史 氏

(2) ビデオ・DVDの貸し出し

	保健所	医療機関	社会復帰施設	その他関係機関	一般	計
依存症	3			5	8	16
心の健康				12		12
精神保健一般				1		1
ひきこもり						
計	3			18	8	29

(当センターホームページに貸出ビデオ・DVD一覧掲載)

3. 精神保健福祉相談

精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

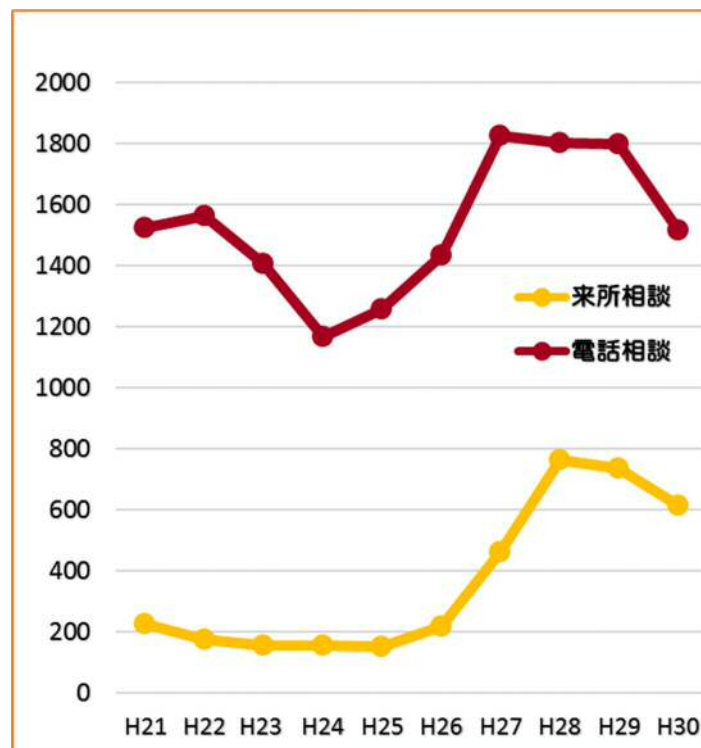
【事業内容】

(1) 来所相談

(2) 電話相談 「心のダイヤル」

相談件数の推移 (診療を含む)

年度	来所相談	電話相談
H21	87 (延 226)	1,522
H22	76 (延 175)	1,561
H23	106 (延 154)	1,404
H24	102 (延 153)	1,166
H25	96 (延 152)	1,255
H26	103 (延 217)	1,431
H27	165 (延 458)	1,826
H28	207 (延 763)	1,801
H29	231 (延 733)	1,797
H30	184 (延 612)	1,500



(1) 来所相談

①相談対象者内訳

	相 談			診 療 (再掲)	
	男性	女性	合計	男性	女性
実人数	1 5 7	2 7	1 8 4	0	0
延べ人数	4 7 5	1 3 7	6 1 2	0	0

②来所経路

直接	保健所	市町村	医療機関	教育機関	その他	合計
1 2 8	2	8	1 4	1	3 1	1 8 4

③相談内容

相 談 内 容		実人数	延べ人数
老人精神保健		0	0
社会復帰		2	2
アルコール関連問題		2	2
薬物関連問題		1	3
ギャンブル関連問題		5 9	1 1 2
思春期精神保健	不登校	3	8
	精神症状・身体症状	1	3
	その他	1	1
心の健康	精神症状・身体症状	3 2	1 3 2
	仕事や職場に関すること	1 3	5 3
	家族や家庭に関すること	5 7	2 5 2
	性格、行動に関すること	5	2 3
	恋愛、結婚、離婚のこと	1	1
その他	3	1 4	
うつ・うつ状態		0	0
その他の相談		4	6
合 計		1 8 4	6 1 2

④処 遇

処 遇	実人員
新規来所終結	1 7
医療機関紹介	8
保健所紹介	4
その他の機関紹介	1 1
センターで援助	1 1 8
他機関と並行で援助	2 6
合 計	1 8 4

(2) 電話相談 「心のダイヤル」

①相談者別件数

内 訳	男性	女性	合計
本 人	5 5 5	6 6 5	1, 2 2 0
親	2 2	9 3	1 1 5
配偶者	4	3 4	3 8
子	8	2 4	3 2
同 胞	9	1 7	2 6
その他の親族	7	1 5	2 2
友人・同僚等	6	9	1 5
関係機関	5	7	1 2
その他	3	1 7	2 0
合 計	6 1 9	8 8 1	1, 5 0 0

②相談内容別件数

相 談 内 容		件数	割合 (%)
老人精神保健	一般	7	0. 5
	認知症について	2 8	1. 9
社会復帰		4 7	3. 1
アルコール関連問題		1 9	1. 3
薬物関連問題		1	0. 1
幼児・児童期に関する問題		5	0. 3
ギャンブル関連問題		8 8	5. 9
思春期精神保健	不登校	1 3	0. 9
	不登校以外の学校に関する問題	3	0. 2
	精神症状・身体症状	1 7	1. 1
	その他	1 6	1. 1
心の健康	精神症状・身体症状	5 3 1	3 5. 4
	仕事や職場に関すること	1 2 2	8. 1
	家族や家庭に関すること	2 0 2	1 3. 5
	職場や家庭以外の問題について	5 9	3. 9
	恋愛・結婚・離婚	3 3	2. 2
	嗜癖行動	1 6	1. 1
	その他	1 1 3	7. 5
うつ・うつ状態		2 0	1. 3
摂食障害		0	0
精神科受診に関すること		9	0. 6
その他の相談		1 5 1	1 0. 0
合 計		1, 5 0 0	1 0 0. 0

4. 組織育成

(1) 島根県精神保健福祉会連合会

島根県精神保健福祉会連合会は、昭和50年に島根県精神障害者家族会連合会として事務局を県立中央病院内において発足。その後事務局を県立湖陵病院（現 県立こころの医療センター）、県立精神保健福祉センター（現 県立心と体の相談センター）へと移している。

平成10年に社団法人化され、島根県精神保健福祉会連合会となり、県立精神保健福祉センターの一角に事務局を置いて事業を展開してきた。平成17年からは、いきいきプラザ2階にある当センター前に事務所を置き、精神障がい者に対する差別・偏見の除去、地域福祉の向上を目指して活動を展開している。平成26年4月からは新公益法人制度に伴い一般社団法人となった。平成31年3月末現在の会員数は36団体297人である。

当センターは理事会に出席し、活動への情報提供を行っている。

(2) 島根県精神保健福祉協会

昭和44年7月に島根県精神衛生協会として、事務局を県庁医務予防課に置いて発足。

昭和56年6月からは精神保健福祉センターに事務局を置いていたが、県の組織改編により平成17年4月から心と体の相談センター内に移った。

協会の主な事業は、精神保健福祉大会の開催、功労者の表彰、機関誌の発行、精神保健福祉関係団体・組織の啓発普及活動等に対する助成である。

平成30年度の会員数は、1,361（団体37、個人1,324）であった。

【事業実績】

①第50回島根県精神保健福祉大会の開催

日時 平成30年11月13日（火） 13:00～16:30

場所 ビッグハート出雲（出雲市）

内容 式典、記念講演、活動発表

○記念講演 演題 「ひとりひとりが笑顔になろう～自分の強みに目を向けて」

講師 フリーランスナース&ソーシャルワーカー

Office 夢風舎 舎長 土屋徹氏

○体験・活動発表 「当事者の力 できること、できないこと

～出雲人の会の活動を通して」

出雲圏域の当事者・事業主及び利用者と支援者の立場からの体験・活動発表

参加者 約250名

②精神保健福祉功労者の表彰（会長表彰）

20名（団体1、個人19）を島根県精神保健福祉大会の席上で表彰

③「しまねの精神保健福祉 VOL. 47」の発行

発行 平成30年11月 1,800部

特集 家族会からのメッセージ

配布先 会員、関係機関・団体・医療機関

④助成金の交付

助成対象 6団体8事業の啓発普及活動

助成額 591,308円

(3) 精神保健ボランティア組織

①組織育成の経過と今後の方向について

平成5年からボランティア養成講座を開催し、平成6年2月に「ほほえみの会」が発足して松江・出雲地域で活動が展開された。平成10年からは、県内の各健康福祉センターでボランティア養成講座が開催され、これをきっかけに15年までに8組織が結成された。また、平成16年9月には「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立され、精神保健福祉の向上を目指して、精神障がいの正しい理解と心の健康づくりやボランティア活動への参加を地域住民に対して呼びかけている。各ボランティア組織間

で相互の連携と交流を重ねながらボランティア活動を展開されており、平成31年4月1日現在、6組織が活動している。当センターはボランティア組織活動への側面的支援を行っている。

「松江ほほえみの会」	松江圏域
「出雲ほほえみの会」	出雲圏域
「つくしの会」	雲南圏域
「のぞみの会」	浜田圏域
「こもれび」	益田圏域
「さくらんぼの会」	隠岐圏域

(4) 精神当事者連絡会

平成31年4月1日現在、県内の当事者の自助グループの会は11カ所（うち1カ所休会中）ある。現在、自主的に当事者間で活動交流等の取り組みが進められている。平成18年5月に発足した「島根県精神当事者連絡会」は各グループ間の交流、家族会・ボランティア組織との交流、研修会等の開催を行っている。当事者による活動は地域住民への理解・啓発にも重要な役割を担っており、当センターは当事者活動への協力を行っている。

(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会（しまねこころの交流会）

当事者、家族が自由におもいを語ることによって、相互の理解を深めること、地域への啓発を目的に、平成22年度から開催された。平成22年度は出雲市、平成23年度は大田市、平成24年度からは“しまねこころの交流会”と改称し、雲南市で開催した。当センターは平成22～23年度は実行委員会に参加し、交流会の開催支援を行った。平成24年度からは開催地の当事者、家族、地域活動支援センター等を中心に開催され、平成29年度は大田市、平成30年度は雲南市で開催された。

(6) ほほえみの風イベント

精神障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいのある方が地域であたり前に生活できることを目指して活動をしている島根県精神当事者連絡会と島根県精神保健ボランティア連絡協議会の合同イベントとして、当センターの提案により平成19年度から事業が開始された。

当事者とボランティア会員がチラシの作成・配布、打ち合わせのために地域へ出むいて活動することにより、精神障がい者に対する地域の偏見を取り除く活動の一環となっている。

年度	開催地	場所	主な内容
28	雲南市	チェリヴァホール	講演「こころに寄り添う看護とは」 ミニコンサート・交流会
29	開催なし		
30	松江市	松江市総合福祉センター	NPO法人「松江さくら会」によるコント 「ハウリイ」さんの二胡等の演奏

5. 特定相談指導事業

「精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領（健医発第3号昭和64年1月5日）」に基づき、アルコール関連問題に関する事業及び思春期精神保健に関する相談を実施している。

(1) アルコール関連問題

適正飲酒及びアルコール関連問題に関する知識の普及、技術指導及び技術支援、関係機関との連携、断酒会等自助組織の育成を図る目的で、アルコール関連問題地域セミナー・同学校セミナー・同関係者会議・未成年者の飲酒防止を考える研修会を開催した。

① アルコール関連問題地域セミナー（再掲）

- 目的 保健・医療・福祉等の関係者がアルコール依存症への理解を深めることと相互の連携を深めることを目的に開催した。
- 主催 島根県社会福祉士会 島根県医療ソーシャルワーカー協会
島根県精神保健福祉士会 心と体の相談センター
- 共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会
- 日時 平成30年7月14日（土） 13:30～16:45
- 会場 パルメイト出雲 4階パルメイトホール
- 参加者 島根県社会福祉士会、島根県医療ソーシャルワーカー協会、
島根県精神保健福祉士会の会員（45名）
- 内容
- ・体験談「アルコール依存症と回復への道のり」
発表者 島根県断酒新生会 会員
会員家族
 - ・講演「アルコール依存症とその支援」
講師 松江赤十字病院 精神神経科 部長 室津 和男 氏
 - ・グループワーク

② アルコール関連問題学校セミナー（再掲）

- 目的 アルコールが心身に及ぼす影響について学ぶことで、未成年者の飲酒を防ぎ、成人後の適正飲酒とアルコール関連問題の発生予防を図ることを目的として開催した。
- 主催 益田市立東陽中学校（第1回） 益田市立高津中学校（第2回） 島根大学（第3回）
心と体の相談センター
- 共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会

【第1回】

- 日時 平成30年10月12日（金） 13:30～14:20
- 会場 益田市立東陽中学校
- 参加者 3年生（33名）、教職員
- 内容
- ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 島根県断酒新生会 会員
 - ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
講師 サポートセンターFOH 精神保健福祉士 檜谷 佳誉子 氏

【第2回】

- 日時 平成30年11月19日（月） 14:35～15:25
- 会場 益田市立高津中学校
- 参加者 3年生（78名）、教職員
- 内容
- ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 島根県断酒新生会 会員
 - ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
講師 松ヶ丘病院 精神保健福祉士 小川 諒 氏

【第3回】

日時 平成30年11月30日(金) 10:15～11:45
会場 島根大学 教養講義室棟 603教室
参加者 島根大学 学生(24名)、教職員
内容 ・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 島根県断酒新生会 会員
会員家族
・講義「酒と健康」
講師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 稲田 昌史 氏

③ アルコール関連問題関係者会議

目的 アルコール依存症の特性や支援の在り方について理解を深め、アルコール依存症の当事者や家族への支援の向上と切れ目なく適切な支援を受けられる体制の構築を目的に開催した。
主催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会 心と体の相談センター
日時 平成30年8月31日(金) 14:00～17:00
会場 玉湯公民館 2階大会議室
参加者 断酒会、医療機関、福祉関係機関、市町村、保健所等(104名)
内容 テーマ「アルコール依存症への支援」
講師 三重県立こころの医療センター 診療部次長 長 徹二 氏
座長 こなんホスピタル 院長 福田 賢司 氏

④ 未成年者の飲酒防止を考える研修会

目的 未成年者の飲酒防止のあり方について学ぶ機会を通じて、各地域で行われる未成年者の飲酒防止の取り組みの一助となることを目的に開催した。
主催 心と体の相談センター
共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会
日時 平成30年8月3日(金) 13:30～16:00
会場 益田合同庁舎 5階大会議室
参加者 関係機関等(32名)
内容 1) 講義「アルコール関連問題学校セミナーの講義における指導のポイント」
こなんホスピタル 精神保健福祉士 稲田 昌史 氏
2) 学校セミナーの実演
・体験発表Ⅰ～依存症当事者の立場からのメッセージ～
公益社団法人島根県断酒新生会 会員
・体験発表Ⅱ～依存症家族の立場からのメッセージ～
公益社団法人島根県断酒新生会 会員家族
・講義「アルコールが心と体に与える影響」
心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志
3) グループに分かれての意見交換

(2) 思春期精神保健

思春期精神保健に関する相談指導として、来所・電話による相談、小集団グループ活動を行った。H30の実績は、精神保健福祉相談(19～21ページ)、島根県ひきこもり支援センター編(39ページ)に掲載している。

6. ギャンブル依存症相談関連事業

当センターでは、平成18年度からギャンブル関連問題に関する問題や対応などについて知識の普及・啓発の場として一般市民や関係者を対象とした研修会等を実施してきた。更に、ギャンブル障がい当事者への支援のため、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（通称、SAT-G）を開発し、平成27年11月から運用を開始している。

平成30年度は、ギャンブル関連問題の相談に関わる関係機関を対象に、ギャンブル問題の現状について学ぶための研修会と、ギャンブル障がい支援の具体的な支援方法を学ぶためのセミナーを開催した。また、SAT-Gの集団プログラムを開催した。

【ギャンブル関連問題関係者セミナー】

目的 関係者がギャンブル障がいの基本的な知識を学ぶ機会を通じて、ギャンブル問題への早期の気づきと、支援や専門機関へのつなぎに資することを目的に開催した。

日時 平成31年3月4日（月） 13:30～15:30

会場 いきいきプラザ島根 403 研修室

参加者 関係機関等（78名）

内容 講義 「ギャンブル障がい支援の基礎知識」
講師 北星学園大学 社会福祉学部 教授 田辺 等 氏

【ギャンブル障がい支援スキルアップセミナー】

目的 ギャンブル障がいへの具体的な支援の方法を学び、今後の支援に活かしていただくことを目的に開催した。

日時 平成30年10月10日（水） 13:30～16:00

会場 出雲市民会館 3階大会議室

参加者 関係機関等（52名）

内容 「SAT-G ライトを活用したギャンブル障がい支援」についての講義と実技
講師 心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

【SAT-G 集団プログラム】

目的 ギャンブル障がい当事者の回復支援に資することを目的に本プログラムを実施した。

日時 毎月第4水曜日 13:30～15:30

会場 心と体の相談センター 多目的室

内容 島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-G の集団プログラム

参加 全12回 延べ93名（実数26名）

7. 調査・研究事業

i. 「ギャンブル障がい支援プログラムを活用した地域での実践」

(1)はじめに

当センターは、近年相談が増加傾向にあるギャンブル障がいに対しより効果的な支援を行っていくことを目的に、ギャンブル障がいに特化した認知行動療法プログラムである「島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（通称 SAT-G）」を開発し、平成 27 年 11 月から運用している。運用を開始して以降、当事者への実践に加え、本プログラムの普及に積極的に取り組んでいるところであり、本稿では SAT-G を用いた地域実践を報告し、今後求められる地域でのギャンブル障がい支援の在り方について考察を加えていく。

(2)SAT-G を活用した地域実践（平成 30 年 3 月末時点の状況）

①当センターでの実践

〈1〉SAT-G の実施

- ・ SAT-G 集団プログラムの実施（毎月 1 回 2 時間実施）。必要に応じて、個別プログラムで対応。
- ・ これまで 57 名がプログラムを利用、内 8 名が利用中。

〈2〉SAT-G の広報と普及

- ・ ホームページとチラシで積極的に普及
- ・ 各種業界誌を通じてのプログラムの広報
- ・ SAT-G の使い方研修の開催による普及
（平成 28 年度と平成 29 年度に開催し、延べ 129 名が参加）
- ・ 外部研修への講師派遣及び学会発表による普及（平成 28 年度と平成 29 年度で、合計 32 件に対応）

〈3〉実践の結果

- ・ プログラムを開始し、積極的に広報と普及を試みたことで、相談件数が飛躍的に増加した。（表 1）
- ・ プログラム導入前後の実績を比較したところ、他機関からの紹介による来所相談が約 10 倍に増加していることが分かった。（表 2）
- ・ 他の精神疾患や障がいを重複している事例が急増した。（表 3）
- ・ SAT-G のプログラムテキストが、平成 29 年度に開催された全国の精神保健福祉センターを対象とした「ギャンブル障害の精神保健福祉相談・支援の実践研修」の標準テキストとして採用された。
- ・ SAT-G 実施用のツールキットを県内 11 機関、県外精神保健福祉センター 37 機関へ提供した。

②益田保健所と連携しての実践

益田保健所が主催した圏域内のスキルアップを目的とした下記の研修会に対し講師として協力した。

〈1〉基礎研修

平成 29 年 9 月 7 日開催「SAT-G を活用したギャンブル依存への支援（基礎編）」

参加：精神科医療機関、社会福祉協議会、障がい福祉施設、市町村（54 名）

〈2〉SAT-G の使い方研修

平成 29 年 12 月 16 日開催「SAT-G を用いたギャンブル依存への支援（実践編）」

参加：精神科病院・クリニック、社会福祉協議会、障がい福祉施設、市町村（45 名）

〈3〉実践の結果

- ・ 圏域内の医療機関で、ギャンブル障がいの受け入れ可能な医療機関が誕生した。

(3)考察

- ・ 具体的な支援プログラムを実施し、それをしっかり広報していくことで相談ニーズを掘り起こすきっかけになる。
- ・ 国の研究班の調査によると、過去 1 年以内でギャンブル障がい疑われる状態にあった方は、成人の 0.8%（※1）とされている。これを島根県の人口に当てはめると、3,490 人（※2）いることとなり、当センターにつながっている層はごく一部にすぎないと思われる。
- ・ ギャンブル障がいは、経済問題から表面化することが多く、債務問題や生活困窮問題の相談機関にお

いて初期介入が求められ、更には、初期介入後のつなぎ先となる専門医療機関や相談機関、自助グループが必要となってくる。これに対し、「(2)-②」(27ページ)の実践のように、精神保健福祉センターと保健所が連携して地域の社会資源づくりに取り組む形は、今後のギャンブル障がい支援施策の一つのモデルになると考える。

(※1)久里浜医療センターホームページ公表「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査

(全国調査の中間まとめ:http://www.kurihama-med.jp/news/20180126_tyousa.pdf)」より。

(※2)しまね統計データベース 2017年「2 統計表(速報) 第4表市町村・年齢(5歳階級)別人口」
20歳～74歳人口から算出

(<http://pref.shimane-toukei.jp/index.php?view=20168>)

(4) 今後の課題と取り組み

- ・当センターへの紹介ケースが増えているが、当センターのみで対応するには限りがある。
- ・ギャンブル障がいは、医療・福祉はもとより、債務問題や生活困窮などの幅広い分野で相談につながるきっかけはあるが、ギャンブル障がいに気付かれず各窓口で対応されている事例は多く存在すると思われる。そのため、ギャンブル障がいに関わるであろう関係者が一定程度の知識を持った上で対応でき、必要があればより専門的な機関へつなぐ仕組みが必要になってくると考える。
- ・そこで、今後ギャンブル障がいへの支援経験がない支援者でも実践可能な簡易介入ツールであり、加えて重複障がいがある方への実施も可能なプログラムが必要と考え、平成29年度にSAT-Gの簡略版である「SAT-G ライト」を開発し、運用を開始したところである。
- ・さらに、SAT-G ライトを活用できる相談員の人材を増やしていくことも課題となる。
これについて、当センターへギャンブル障がい支援の紹介元である地域の支援機関と協同してSAT-G ライトを実施していることに加え、平成30年度は、「SAT-G ライトの使い方研修」を開催し、更なる普及を図った。

表 1

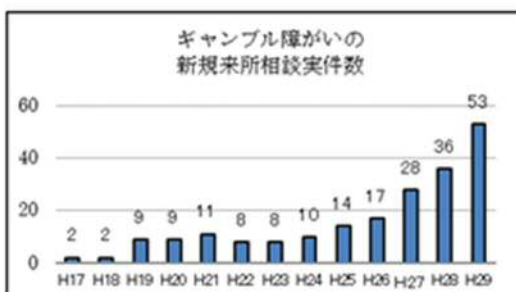


表 2

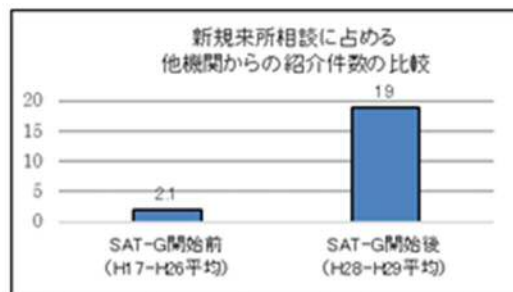
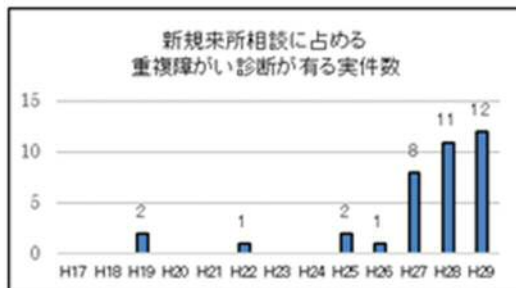


表 3



- (5) 研究発表 第59回(平成30年度) 島根県精神保健福祉環境研究発表会にて発表した。
第64回(平成30年度) 中国地区公衆衛生学会にて発表した。
第54回(平成30年度) 全国精神保健福祉センター研究協議会にて発表した。

ii. 「島根県版ひきこもり適応行動チェックリストの開発」

1. はじめに

平成27年4月に、島根県立心と体の相談センター内に島根県ひきこもり支援センター（以降“当センター”と表記）を設置した。設置前の平成26年度のひきこもり相談件数は延べ44件（実22人）であったが、平成27年度以降相談件数が急増し平成29年度の相談件数は延べ532件（実112人）であった。当センターでは面接相談以外にも、電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行ってきたところである。また、当センター以外にも保健所や市町村のひきこもり相談窓口等でひきこもり相談の対応をしている。当センターはひきこもり相談窓口において、継続相談に用いるためのツールとして島根県版ひきこもり適応行動チェックリスト（以降“チェックリスト”と表記）を開発した。

2. 島根県版ひきこもり適応行動チェックリストの開発について

(1) 作成の背景

ひきこもり相談では最初からひきこもっている当事者が相談に登場することは少なく、最初に相談に来所するのは家族であることが多い。厚生労働省（2010）が示している「ひきこもり支援の諸段階」からも、第一段階として家族支援が挙げられ、継続的な家族相談が重要視されている。

家族相談に関しては、堺・野中(2013)がCRAFT(Community Reinforcement and Family Training：コミュニティ強化と家族訓練)をひきこもり問題に応用し、家族が当事者のできていることへ目を向けることの重要性に触れている。本人のできているところに家族が注目することで、家族と当事者のコミュニケーションがとりやすくなり、両者の関係性にもよい影響を与える。

このように、従来であれば家族のひきこもり相談で話題にされることが多かった「本人にしてほしいこと」「困った行動」に注目するのではなく、「現在本人のできていること」を家族から聞き取り、本人の特徴や変化に家族が気づいていくことがひきこもり相談を進めていく上で重要である。しかし、家族の中には、「できていることがない」「変化がなく相談に行っても話すことがない」と当事者のできていることに目が向きにくく、継続して相談する意欲が低くなる方もいることが課題である。また、支援者からは、「相談が継続しない」「どういった点に注目して話を聞いたらいいか分からない」といった声を聞くことが多い。

そういった中、今後のひきこもり相談対応に役立てることを目的とし、当事者の具体的な行動の内容を記し、当事者のできていることに焦点を当てたチェックリストの開発を行った。

(2) 方法

当センターの相談員と家族教室参加者から、“本人のできていること”を自由記述で回答してもらい、KJ法を用いてチェックリストを作成した。その後、ひきこもり圏域支援ネットワーク研修会（以降、“ひきこもりNW研修会”と表記）で本チェックリストの使い方研修を行い、研修の前後で参加者のひきこもり相談に関する自信が変化したかどうかを測定した。

ア. チェックリストの作成

心と体の相談センターでひきこもり相談に従事している職員（臨床心理士）4名が「ひきこもり状態の方ができていること」を書き出し、64項目を集めた。あわせて、平成29年10月に県内4会場（松江・出雲・浜田・益田）にて行った、平成29年度第3回ひきこもり家族教室の参加者37名から「本人のできていること」という内容で回答いただき、261項目を集めた。その後、心と体の相談センター職員7名（精神科医1名、臨床心理士6名）が平成29年11月に3回に分けて、集めた項目を分類してそれぞれを中カテゴリに分けた。次に、その中カテゴリを3つの大カテゴリに分け、厚生労働省（2010）の示している「ひきこもり支援の段階」に沿った4段階と事前段階に分けた。大カテゴリに分類されないものは別でまとめた。

イ. チェックリストの効果測定

平成29年度ひきこもりNW研修会において、講義とロールプレイを行い本チェックリストの使い方を紹介した。研修会参加者184名（県内7圏域8会場にて開催）に、研修会の前後で質問紙を配布し、家族支援と本人支援の自信について、1:かなりの自信がある－5:全く自信がない、の5件法で回答を求めた。

あわせて本チェックリストの感想を自由記述で回答してもらった。

(3) 結果

ア. チェックリストについて

作成したチェックリストを表1に示す。大カテゴリについては、①「コミュニケーション」②「日常生活スキル」③「家庭外の活動」とし、また、大カテゴリに分類されないものは④「本人の楽しみ」とした。中カテゴリについては、①「コミュニケーション」を24項目、②「日常生活スキル」を40項目、③「家庭外の活動」を18項目と設定。今回、3つの大カテゴリに分類されないものとして、支援段階とは別に④「本人の楽しみ」カテゴリを作成した。これは、屋内・屋外における本人の余暇活動を増やし、楽しい経験をすることで「何かがほしい」とか「何かがやりたい」といった欲求を育んでいくことが本人の回復において重要になると考えたからである。

島根県版ひきこもり適応行動チェックリスト (記入年月日: _____ 名前: _____)			
※ ④「本人の楽しみ」は分類されない項目であり、①～③とは別枠で記入する。			
大カテゴリ	中カテゴリ	項目	備考
コミュニケーション	対面型	□ 話を聴く (※1)	□ 話を聴かせる (※1)
		□ 意思が伝わる (※1)	□ 意思が伝わる (※1)
		□ 家族の気持ちを察知しない	□ 家族の気持ちを察知しない
		□ 家族に話しかける	□ 家族に話しかける
		□ 家族と時間を共有する	□ 家族と時間を共有する
		□ 家族と一緒に屋内で活動する	□ 家族と一緒に屋内で活動する
		□ 家族に自分の好きなものについて話を共有する	□ 家族に自分の好きなものについて話を共有する
		□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)	□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)
		□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)	□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)
		□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)	□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)
日常生活スキル	対面型	□ ロールで文章を読む	□ ロールで文章を読む
		□ ネット上の検索をする	□ ネット上の検索をする
		□ 家族以外の家族と連絡する	□ 家族以外の家族と連絡する
		□ 家族と連絡する	□ 家族と連絡する
		□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)	□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)
		□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)	□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)
		□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)	□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)
		□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)	□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)
		□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)	□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)
		□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)	□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)
家庭外の活動	対面型	□ 家族以外の家族と連絡する	□ 家族以外の家族と連絡する
		□ 家族と連絡する	□ 家族と連絡する
		□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)	□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)
		□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)	□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)
		□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)	□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)
		□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)	□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)
		□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)	□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)
		□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)	□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)
		□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)	□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)
		□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)	□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)
本人の楽しみ	対面型	□ 家族以外の家族と連絡する	□ 家族以外の家族と連絡する
		□ 家族と連絡する	□ 家族と連絡する
		□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)	□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)
		□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)	□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)
		□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)	□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)
		□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)	□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)
		□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)	□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)
		□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)	□ 家族に話しかける (相手の話を聴く)
		□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)	□ 家族に話を聴かせる (楽しいもの、やってみようなど)
		□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)	□ 家族の気持ちを察知 (相手の話を聴く)
合計	合計	合計	合計

表1. 島根県版ひきこもり適応行動チェックリスト

イ. チェックリストの有用性について

ひきこもり NW 研修会加者のうち、記入漏れのなかった165人を対象に、本人支援と家族支援への自信が変化したかを調べるため対応のあるt検定を行った。その結果、本人支援 ($t(165) = 10.70, p < .001$)、家族支援 ($t(165) = 11.54, p < .001$) 共に研修後の方が支援の自信が有意に高かった。このことから、支援者が本チェックリストを有用であると感じたことが分かった。また、感想からは、「家族支援において、本人の活動について尋ねる具体的なポイントが分かった」「チェックリストを用いることで本人の変化に気づきやすくなる」「できている面に注目できる」といった感想が得られた一方、「カテゴリの分け方がバラバラで分かりにくい」「チェックするかどうかの判断に困る」「相談の中で用いるには慣れが必要で難しい」といった感想も聞かれた。

(4) 考察

研修受講後に、研修参加者の、「本人及び家族支援に対する自信」が上がったのは、本チェックリストを導入することによって、支援者が家族に何を尋ねたらよいか具体的に把握でき、どのような点に着目して家族相談を進めていけばよいかというポイントが得られたためと推察される。また、期間をあけて本チェックリストを複数回実施することで、当時者のプラスの変化に家族も着目しやすくなり、家族が継続面接の意欲を保つことできるようになるのではないかと考える。

当センター立ち上げ以降、継続支援を多数実践してきた相談担当者の感触として、ひきこもりからの回復に向け、本チェックリストにおいて、まずは家族とのコミュニケーションを深め、日常生活スキルを高めていくことに焦点をあてた支援が重要ではないかと感じている。また、その際、本人の楽しみの豊かさが活動意欲につながり、ひきこもりからの回復に寄与するものと思われ、相談の中で着目すべき重要な点とみている。

3. 今後の課題

今後は、本チェックリストをより使いやすく、実際の家族相談に沿ったものにしていく必要がある。そのために、チェックリストを実際の相談場面で用い相談者・支援者の意見を取り入れつつ項目の修正を

していくこと、本チェックリストの項目と支援段階との対応や考察で述べたことの信頼性や妥当性の検証を行っていくことが課題である。また、考察で触れたように、家族とのコミュニケーションを深めることや、生活の質を高め、本人の楽しみを充実させていくことが、どのようにひきこもりからの回復に関連していくのか、今後も考察を深めていきたい。

参考文献

厚生労働省.(2010). ひきこもりの支援・評価に関するガイドライン.

境 泉洋, 野中俊介.(2013). CRAFT ひきこもりの家族支援ワークブック―若者がやる気になるために家族ができること. 金剛出版.

- 4. 研究発表** 第 59 回（平成 30 年度）島根県精神保健福祉環境研究発表会にて発表した。
第 54 回（平成 30 年度）全国精神保健福祉センター研究協議会にて発表した。

8. 自死対策推進センター事業

(1) 事業の概要

①目的

自死の高止まり状態に対応するため、自死と関連のある多領域の関係機関との連携を図り、相談対応や啓発、研修等を行い、自死を考えている者や未遂者、自死遺族等への支援の充実に努める。

②事業内容

- ・自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
- ・関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
- ・自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

(2) 事業の実績及び成果

①情報提供

- ・ホームページによる情報発信
- ・関係機関への情報提供

②圏域連絡調整会議

※平成30年度は「市町村自死対策計画策定研修」として開催し、市町村・保健所職員がグループに分かれて意見交換を実施。

③人材育成研修

<主催>

1) 「ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会」参加者41名

日時：1日目 平成30年6月15日(金) 10:00～16:30

2日目 平成30年6月16日(土) 9:30～15:50

会場：出雲保健所

対象：精神保健福祉領域の専門職、行政のゲートキーパー養成研修担当者

内容：メンタルヘルス・ファーストエイドを学び、「つなぐ」ゲートキーパーを養成する指導者として必要な知識と技術を身に付ける

講師：MHFA-J(メンタルヘルス・ファーストエイドジャパン)公認トレーナー・インストラクター

2) 「自死対策等関係機関研修会」

平成30年度は「市町村自死対策計画策定研修」として、市町村・保健所職員のみを対象に実施。

参加者39名

日時：平成30年7月31日(火) 13:30～16:30

会場：いきいきプラザ島根

対象：市町村、県内保健所自死対策担当者

内容：講義 「市町村自死対策計画策定のポイント」

講師 自死対策総合推進センター(JSSC)

自殺実態・統計分析室長 金子 善博 氏

意見交換

「計画策定において困っていること、他市町へ聞いてみたいこと」について

<講師派遣>

○新任保健師等研修会

主催：島根県健康推進課

日時：平成30年7月10日(火)

対象：市町村職員あるいは県職員として採用後1年目までの保健師・管理栄養士

○新規採用養護教諭研修

主催：島根県教育センター

日時：平成30年7月31日(火)

対象：新規採用養護教諭

○電話相談ボランティア養成講座

主催：社会福祉法人島根いのちの電話

日時：平成30年10月20日(土)

対象：ボランティア養成講座受講生

○雲南圏域自死予防対策連絡会

主催：雲南保健所

日時：平成30年10月9日(火)

対象：保健・医療・福祉機関の職員等

④普及啓発

○リーフレットの作成

- 1) 当センター作成のストレスチェックリーフレット『『助けて』って言っているんだよ』を活用した自死予防啓発活動を実施した。(平成30年8月改訂、20,000部作成)
- 2) 自死予防リーフレット「大切な人・身近な人に心を開いてもらう方法～自死を防ぐためにあなたができること～」を作成、学生などの若年者向けの自死予防啓発活動を実施した。

○教材作成

ゲートキーパー手帳

保健所、市町村でのゲートキーパーとなる人材を養成する研修時の資料として配付し、またHPにも掲載。
(平成30年12月改訂、1,800部作成)

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

9. 自死遺族支援

平成 20 年 3 月策定の「島根県自殺対策総合計画」、平成 25 年 3 月、平成 30 年 7 月改訂の「島根県自殺対策総合計画」に基づき、当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

(1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

- 平成19年 8 月 島根県自殺総合対策庁内連絡会設置
所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施
- 平成19年12月22日 島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム in しまね」を開催
- 平成20年 1 月28日 同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催
- 平成20年 3 月22日 「自死遺族の会準備会」をベースとして、第 1 回目の「自死遺族のつどい」を開催
- 平成 24 年 4 月 遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい (分かち合いの会)」の標記を、「自死遺族のつどい」に変更

※ 平成 20 年 3 月から平成 24 年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動する自死遺族自助グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成 24 年度で終了とした。

※ 平成 25 年度からは司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催し、平成 27 年度からは相談者の希望に沿った日時・場所での個別開催としている。

(2) 自死遺族のための個別相談

- 目 的 自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。
- 会 場 いきいきプラザ島根内相談室・各保健所ほか（相談者の希望に応じて調整）
- 主 催 心と体の相談センター
- 相談員 司法書士 1 名、相談判定課職員 1～2 名
- 開催日 随時（相談者の希望に応じて調整）
- 実 績 相談件数 1 件（平成30年度）

(3) 相談専用電話「自死遺族相談ダイヤル」

- 開設時期 平成 20 年 2 月
- 受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の 8:30～17:15
- 実 績 14 件（平成 30 年度）

(4) 平成 30 年度自死遺族支援研修会

- 日 時：平成 30 年 11 月 30 日（金）14:00～16:00 参加者 100 名
- 場 所：島根県職員会館
- 対 象：行政職員、医療・精神保健分野の専門職、司法関係者、各種相談機関に従事する者
自死遺族支援に関連する団体の関係者
- 内 容：講演「あの人、あの子に遭いたい・・・」
講師 佃 祐世弁護士
体験談発表 「自死遺族からメッセージ～この思い、今あなたに伝えたい～」
発表者 自死遺族自助グループ しまね分かち合いの会・虹

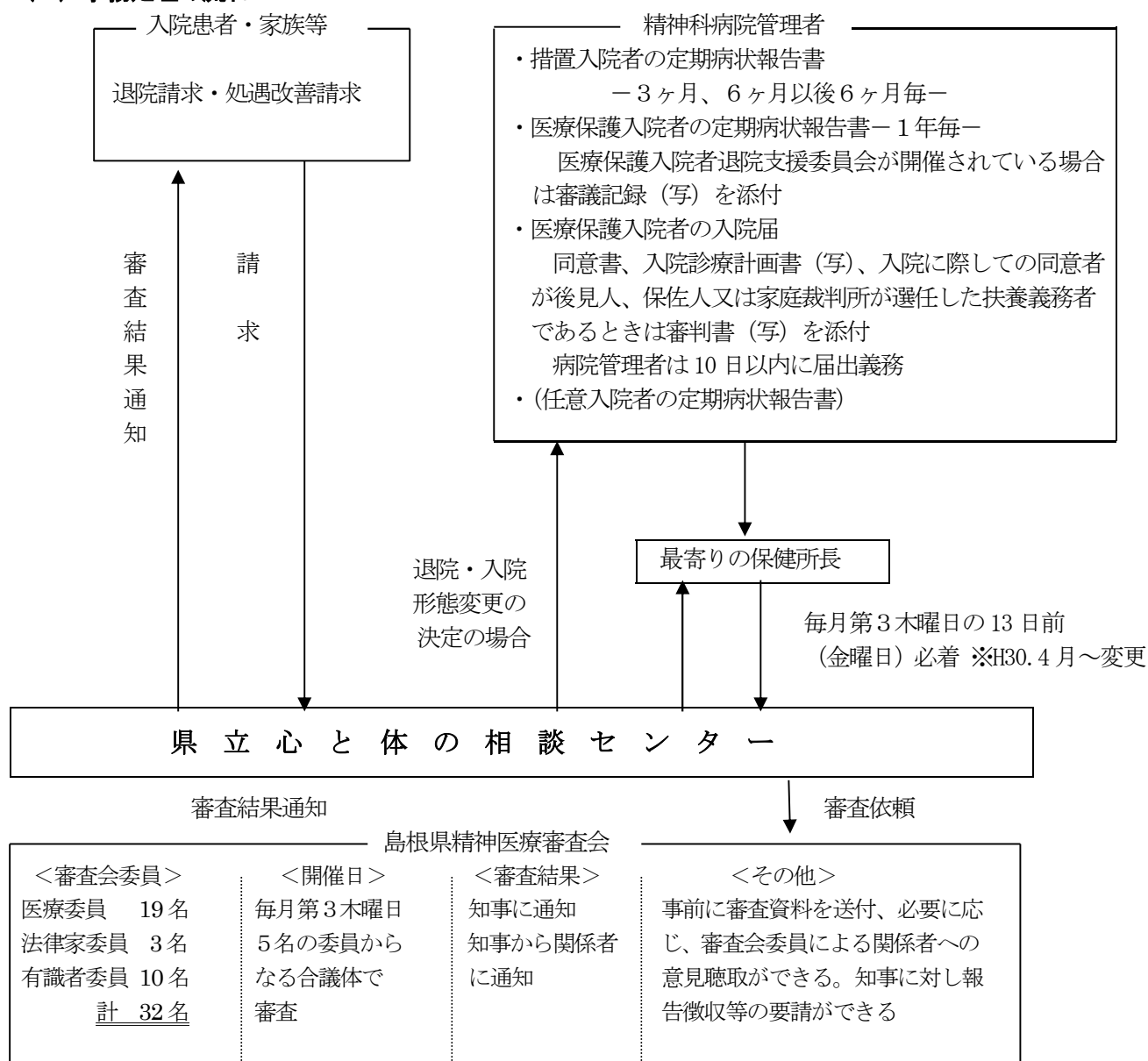
10. 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行うため県に設置されている。

(1) 精神医療審査会における審査事項

- ア. 措置入院者に係る定期の報告（措置入院者の定期病状報告書）
- イ. 医療保護入院者に係る定期の報告（医療保護入院者の定期病状報告書）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第33条第1項の規定によるもの）
- エ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の4）
- オ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ）

(2) 事務処理の流れ



(3) 精神医療審査会の審査状況

① 定期の報告等

	審査件数	審査結果件数			
		現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続 不要	
医療保護入院時の届出					
26年度	1,210	1,210	0	0	
27年度	1,208	1,208	0	0	
28年度	1,325	1,325	0	0	
29年度	1,163	1,163	0	0	
30年度	1,239	1,239	0	0	
入院中の定期病状報告	医療保護入院				
	26年度	857	857	0	0
	27年度	854	854	0	0
	28年度	898	898	0	0
	29年度	801	801	0	0
30年度	787	787	0	0	
措置入院	26年度	19	19	0	0
	27年度	8	8	0	0
	28年度	13	13	0	0
	29年度	15	15	0	0
	30年度	10	10	0	0
合計					
26年度	2,086	2,086	0	0	
27年度	2,070	2,070	0	0	
28年度	2,236	2,236	0	0	
29年度	1,979	1,979	0	0	
30年度	2,036	2,036	0	0	

② 退院等の請求

	請求件数	審査件数	審査結果件数		
			入院又は 処遇が適当	他の入院形態 への移行が適当	入院又は処遇 は不適当
退院の請求					
26年度	25	22	22	0	0
27年度	22	22	22	0	0
28年度	20	17	17	0	0
29年度	17	15	15	0	0
30年度	21	18	18	0	0
処遇改善の請求					
26年度	11	9	9	0	0
27年度	7	6	6	0	0
28年度	4	4	4	0	0
29年度	3	3	3	0	0
30年度	9	7	7	0	0
合計					
26年度	36	31	31	0	0
27年度	29	28	28	0	0
28年度	24	21	21	0	0
29年度	20	18	18	0	0
30年度	30	25	25	0	0

11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

(1) 平成30年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成11年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月2回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。（平成25年4月から障害者総合支援法に改称）

(2) 平成30年度月別承認状況

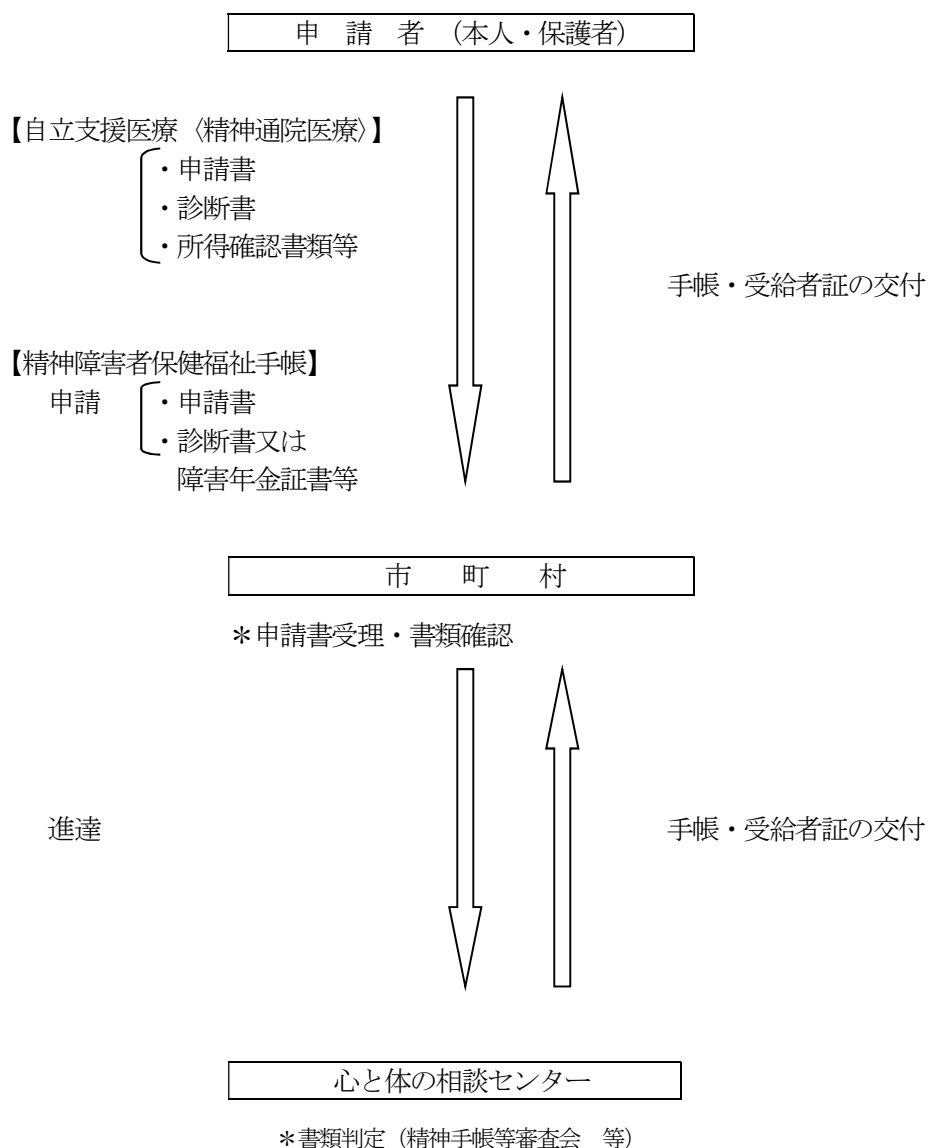
下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療） 月別承認件数

月	手帳		精神通院医療
	承認件数	うち診断書	承認件数
4月	302	227	1,981
5月	347	176	1,264
6月	252	181	1,349
7月	317	195	1,621
8月	336	199	1,165
9月	296	196	1,534
10月	416	222	1,228
11月	319	188	1,212
12月	268	162	1,226
1月	300	188	1,461
2月	313	180	1,455
3月	350	242	1,636
計	3,816	2,356	17,132

(令和元年7月1日作成)

(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ



◇島根県ひきこもり支援センター編

平成 25 年度に県内の民生委員・児童委員に対して行ったひきこもり等に関する実態調査では「ひきこもり状態等」の該当者は 1,040 人であった。また、男性が多く 40 歳代以上が過半数であり、何の支援も受けていない方が最多だった。このような調査結果を踏まえ、平成 27 年 4 月に島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を設置し、面接相談や電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行っている。

(1) 来所相談・電話相談

①ひきこもり相談件数の推移

	H27	H28	H29	H30
来所・実人数	69	88	112	84
来所・延人数	282	478	532	444
電話相談	96	103	140	50

- ・精神保健福祉相談の中でひきこもり状態にある者に関する相談について、ひきこもり相談として計上。
- ・ひきこもりとは、自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加をしていない状態が概ね 6 ヶ月以上続いている状態をさす。なお、統合失調症等明らかな精神疾患の診断を受けている者に関する相談は除外している。

②相談対象者の内訳

		来所・実人数			来所・延人数
		男性	女性	計	
年齢階層	10 代	4	0	4	16
	20 代	30	7	37	197
	30 代	24	4	28	144
	40 代	11	2	13	80
	50 代以上	2	0	2	7
計		71	13	84	444

(2) 小集団グループ活動

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

①クローバー

対 象 主としてひきこもりの問題を抱え、中学校卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎週木曜日 13:30～15:30

プログラム ストレッチ（3B体操）、レザークラフト、SSTなど

<開催状況>

開催回数	43回
登録実人数	10人
参加延人数	217人
平均参加人数	5.04人

<登録者の男女別、性別内訳>

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
男性	0	4	1	4	9
女性	0	0	0	1	1
計	1	4	1	5	10

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	合計
9	1	0	0	10

②しろつめくさ

ひきこもりという問題の特性上、支援対象者には男性が多く、クローバーにおいても、平成22年の開催以降、女性の参加者はいないという状況がある。

ひきこもっている女性にとって、男性のみの集団に参加することはハードルが高いと考えられ、平成29年度から、女性のみを対象とした小集団グループ活動「しろつめくさ」を開催している。

対象者 クローバーへの参加が困難な女性
 開催日 毎月第4水曜日 13:30～15:30
 プログラム 手芸作品づくり、塗り絵、お菓子作りなど

<開催状況>

開催回数	12回
登録実人数	4人
参加延人数	35人
平均参加人数	2.91人

<登録者の年齢内訳>

16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
0人	1人	2人	1人	4人

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	合計
4人	0人	0人	0人	4人

(3) ひきこもり家族教室

ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学ぶとともに共通の悩みを分かち合うことで、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

対象者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族

会場		開催日	参加人数	申込実人数	家族数
松江 (いきいきプラザ島根)	第1回	H30. 7. 18	12名	20名 (雲南の合流者除く)	16家族 (雲南の合流者除く)
	第2回	H30. 9. 19	12名		
	第3回	H30. 10. 17	8名		
出雲 (出雲保健所)	第1回	H30. 7. 11	14名	17名 (雲南、県央の合流者除く)	16家族 (雲南、県央の合流者除く)
	第2回	H30. 9. 12	14名		
	第3回	H30. 10. 19	11名		
浜田 (浜田保健所)	第1回	H30. 8. 21	6名	7名	6家族
	第2回	H30. 9. 25	7名		
	第3回	H30. 10. 30	4名		
益田 (益田合同庁舎)	第1回	H30. 8. 22	1名	4名	3家族
	第2回	H30. 9. 26	1名		
	第3回	H30. 10. 31	4名		
雲南 (雲南保健所)	第1回	H30. 8. 1	3名	3名	3家族
県央 (県央保健所)	第1回	H30. 7. 25	3名	3名	3家族
隠岐 (島前)	第1回	H30. 6. 12	1名	1名	1家族
隠岐 (島後)	第1回	H30. 6. 13	1名	1名	1家族
			参加延人数	申込実人数合計	申込実家族数合計
			102名	56名	49家族

(4) 家族会支援

① 島根家族会への運営支援

平成26年5月に立ち上がった「ひきこもり島根家族会」の活動支援をおこない、共に島根県におけるひきこもり支援の充実を図っている。

<家族会例会への職員参加>

H30. 4/21、5/12、6/16、7/14、8/17、9/15、10/20、11/17、H31. 1/19、3/16 計10回参加

① 家族のつどい開催

目的 ひきこもり家族教室参加者及びひきこもりに関する来所相談を利用した方が集い、それぞれの悩みを分かち合う中で不安の軽減を図るとともに、対応の工夫を学び、取り組みへの意欲を維持することを目的として開催した。

開催時間 松江・出雲・浜田会場 13:30～15:30
益田会場 9:30～11:30

<松江会場>いきいきプラザ島根2階 201 研修室

日程	H30. 4. 27	H31. 2. 6
参加人数	10名	2名

延人数12名 実人数11名

<出雲会場>出雲保健所2階 健康増進室

日程	H30. 4. 17	H31. 1. 29
参加人数	4名	2名

延人数6名 実人数6名

<浜田会場>浜田合同庁舎別館（浜田保健所）3階 多目的室

日程	H30. 5. 28	H31. 2. 19
参加人数	4名	3名

延人数7名 実人数5名

<益田会場>益田保健所2階 集団指導室

日程	H30. 5. 29	H31. 2. 20
参加人数	3名	1名

延人数4名 実人数3名

(5) 市町村等への技術支援・研修の実施

①困難事例等に関する市町村への技術援助

電話による助言	2回
事例検討会、ケース協議	2回
訪問への同行支援	0回

②支援者向け研修の開催（圏域ネットワーク研修会）

	場所	日付	参加人数
松江	いきいきプラザ島根	H31. 1. 28	15名
出雲	出雲保健所	H31. 2. 4	22名
浜田	浜田保健所	H31. 1. 18	13名
益田	益田合同庁舎	H31. 1. 25	5名
隠岐（島前）	隠岐島前集合庁舎	H30. 12. 17	6名
（島後）	隠岐合同庁舎	H30. 12. 18	12名

(6) 支援会議等

①島根県ひきこもり支援連絡協議会

目的 社会生活を円滑に営む上で困難を有するひきこもりに対する支援の充実を図るため、島根県ひきこもり支援連絡協議会を設置し、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用その他ひきこもり支援に関連する分野の関係機関等が連携することにより、総合的なひきこもり支援の取り組みを進める。（島根県子ども・若者支援地域協議会と合同開催）

構成機関 教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用、子ども・若者総合相談窓口など

	場所	日時	参加機関（人数）
代表者会議	島根県民会館	H30. 7. 18 (13:30～15:30)	33 機関 (45名)
実務担当者会議	テクノアークしまね	H31. 1. 23 (13:30～14:00)	29 機関 (39名)

②ひきこもり支援担当者会議

目的 ひきこもり支援に関して各関係機関が連携を深めていくこと、また相談支援体制の向上を目的に開催した。

日時 平成30年10月29日（月） 13:30～16:00

会場 島根県民会館

参加者 46名（市町村担当課、社会福祉協議会、子ども若者総合相談窓口、保健所等）

(7) 広報啓発

①ひきこもり支援研修会

日 時 平成30年12月22日(土) 10:00～15:00

会 場 朱鷺会館

参加者 137名

内 容 【第一部】 10:00～12:00

働けないお子さんのためのライフプランセミナー

講演：「ひきこもりの子を持つ親の生活設計」

講師：柳澤 美由紀氏（ファイナンシャルプランナー）

【第二部】 13:30～15:00

シンポジウム「家族・当事者の立場から」

KHJ 山口県「きらら会」会長、当事者1名

ひきこもり島根家族会会長

②ひきこもり相談用小冊子「ひきこもりの理解のために」作成

1,000部作成

ひきこもり支援の関係機関に配布

III 資 料

1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成 16 年 12 月 24 日 島根県条例第 82 号
(改正 平成 18 年条例第 16 号)
(改正 平成 20 年条例第 2 号、第 16 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 11 条第 1 項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6 条第 1 項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター(以下「センター」という。)を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第 3 条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第 4 条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

【2～4】略

附 則(平成 18 年条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

【2】略

附 則(平成 20 年条例第 2 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 16 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

種 別	使用料又は手数料
診察(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第 76 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による療養の給付を受けることができる場合)	診療報酬の算定方法(健康保険法第 76 条第 2 項又は高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第 1 項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。)で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数 1 点につき 10 円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1 通につき 720 円

2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

平成31年4月1日現在

市町村名	課名	電話	FAX	管内		
				児童相談所	保健所	年金事務所
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945	0852-55-5309	中央	松江	松江
		0852-55-5304				
浜田市	地域福祉課	0855-25-9322	0855-22-9733	浜田	浜田	浜田
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	出雲	出雲	出雲
益田市	障がい者福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	益田	益田	浜田
大田市	地域福祉課	0854-83-8142	0854-82-9730	浜田	県央	出雲
安来市	福祉課	0854-23-3217	0854-32-9008	中央	松江	松江
		0854-23-3216				
江津市	健康医療対策課	0855-52-7934	0855-52-1374	浜田	浜田	浜田
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	出雲	雲南	松江
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-0052			
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775			出雲
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-0635	浜田	県央	浜田
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931	0855-75-1505			
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	益田	益田	
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208	中央	隠岐	松江
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683			
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳

①市町村別：等級別(18歳未満・65歳以上) 身体障害者手帳所持者数

平成31年3月31日現在

	1級		2級		3級		4級		5級		6級		合計								
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上							
松江市	2,904	84	2,077	1,103	32	715	1,276	16	1,016	2,038	11	1,671	400	3	273	640	5	526	8,361	151	6,278
浜田市	874	11	697	385	5	295	482	3	408	716	4	598	184	1	155	226	2	190	2,867	26	2,343
出雲市	2,680	55	2,032	1,005	20	739	1,019	19	843	1,721	3	1,423	413	3	306	580	8	476	7,418	108	5,819
益田市	696	13	557	329	7	251	389	6	322	599	5	503	203	1	160	323	1	288	2,539	33	2,081
大田市	611	11	476	260	3	197	332	4	277	431	0	375	122	1	96	140	0	123	1,896	19	1,544
安芸市	560	15	420	206	2	158	284	2	234	632	1	568	104	0	83	134	0	117	1,920	20	1,580
江津市	394	1	304	163	0	123	187	0	151	333	4	285	84	0	70	112	2	95	1,273	7	1,028
雲南市	693	10	549	249	7	180	327	4	289	570	2	511	94	0	78	186	2	147	2,119	25	1,754
奥出雲町	201	1	160	99	0	83	118	0	104	209	1	185	53	0	39	65	0	59	745	2	630
飯南町	114	1	91	37	1	30	55	1	46	97	1	85	28	0	25	22	0	20	353	4	297
川本町	71	1	56	42	0	30	36	0	34	53	0	48	22	0	19	22	0	18	246	1	205
美郷町	93	0	79	47	0	40	47	0	42	88	1	77	30	0	25	28	0	27	333	1	290
邑南町	168	2	136	92	0	81	123	0	104	178	0	157	52	1	43	66	0	56	679	3	577
津和野町	150	3	121	65	1	52	85	0	74	153	0	130	55	0	47	46	0	39	554	4	463
吉賀町	118	1	92	46	0	35	70	0	61	123	1	107	47	0	36	57	1	52	461	3	383
海士町	44	0	37	33	0	27	30	0	28	72	0	67	13	0	13	19	0	13	211	0	185
西ノ島町	43	0	34	25	0	21	40	0	39	60	0	55	22	1	16	22	0	21	212	1	186
知夫村	5	0	5	6	0	5	11	0	11	22	0	22	5	0	5	6	0	6	55	0	54
隠岐の島町	239	3	180	109	0	93	123	0	105	207	1	169	42	0	38	50	0	47	770	4	632
合計	10,658	212	8,103	4,301	78	3,155	5,034	55	4,188	8,302	35	7,036	1,973	11	1,527	2,744	21	2,320	33,012	412	26,329
構成比	32.3%	51.5%	30.8%	13.0%	18.9%	12.0%	15.2%	13.3%	15.9%	25.1%	8.5%	26.7%	6.0%	2.7%	5.8%	8.3%	5.1%	8.8%			

②-1 市町村別・障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

平成31年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計									
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上								
松江市	549	4	374	4	946	27	745	103	0	66	4,404	93	3,214	2,359	27	1,879	8,361	151	6,278	
浜田市	177	0	151	0	307	5	259	33	0	24	1,612	13	1,296	738	8	613	2,867	26	2,343	
出雲市	579	6	460	6	807	18	647	106	0	60	3,759	61	2,930	2,167	23	1,722	7,418	108	5,819	
益田市	159	1	131	1	369	6	319	24	0	17	1,425	14	1,154	562	12	460	2,539	33	2,081	
大田市	145	0	116	0	215	2	185	31	1	18	987	11	797	518	5	428	1,896	19	1,544	
安来市	99	1	82	1	325	1	301	21	0	14	968	16	754	507	2	429	1,920	20	1,580	
江津市	91	0	81	0	149	4	128	15	1	7	697	2	546	321	0	266	1,273	7	1,028	
雲南市	138	3	105	3	234	8	199	22	0	16	1,168	8	954	557	6	480	2,119	25	1,754	
奥出雲町	52	0	42	0	90	1	81	4	0	2	426	1	354	173	0	151	745	2	630	
飯南町	20	0	17	0	23	3	16	3	0	2	212	1	182	95	0	80	353	4	297	
川本町	19	0	16	0	32	0	29	3	0	3	134	1	104	58	0	53	246	1	205	
美郷町	29	0	27	0	38	0	37	1	0	1	184	0	151	81	1	74	333	1	290	
邑南町	37	0	31	0	67	0	60	14	0	10	400	3	335	161	0	141	679	3	577	
津和野町	32	0	29	0	59	0	53	6	0	4	309	4	245	148	0	132	554	4	463	
吉賀町	35	0	26	0	64	0	56	6	0	4	248	3	207	108	0	90	461	3	383	
海士町	18	0	16	0	19	0	16	3	0	2	135	0	119	36	0	32	211	0	185	
西ノ島町	18	0	16	0	32	0	27	3	0	3	127	1	111	32	0	29	212	1	186	
知夫村	2	0	1	0	8	0	8	1	0	1	33	0	33	11	0	11	55	0	54	
隠岐の島町	73	0	69	0	75	0	67	16	0	10	380	3	308	226	1	178	770	4	632	
合計	2,272	15	1,790	15	3,859	75	3,233	415	2	264	17,608	235	13,794	8,858	85	7,248	33,012	412	26,329	
構成比	6.9%		11.7%		1.3%		53.3%		26.8%											

②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数

平成31年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計							
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女						
松江市	549	263	286	946	381	565	103	68	35	4,404	1,820	2,584	2,359	1,260	1,099	8,361	3,792	4,569
浜田市	177	63	114	307	120	187	33	25	8	1,612	690	922	738	380	358	2,867	1,278	1,589
出雲市	579	260	319	807	350	457	106	69	37	3,759	1,695	2,064	2,167	1,235	932	7,418	3,609	3,809
益田市	159	64	95	369	135	234	24	17	7	1,425	618	807	562	304	258	2,539	1,138	1,401
大田市	145	63	82	215	87	128	31	24	7	987	433	554	518	277	241	1,896	884	1,012
安来市	99	43	56	325	139	186	21	16	5	968	420	548	507	263	244	1,920	881	1,039
江津市	91	36	55	149	65	84	15	13	2	697	287	410	321	172	149	1,273	573	700
雲南市	138	64	74	234	102	132	22	16	6	1,168	493	675	557	316	241	2,119	991	1,128
奥出雲町	52	21	31	90	35	55	4	4	0	426	163	263	173	107	66	745	330	415
飯南町	20	9	11	23	11	12	3	2	1	212	92	120	95	51	44	353	165	188
川本町	19	9	10	32	14	18	3	3	0	134	48	86	58	31	27	246	105	141
美郷町	29	10	19	38	13	25	1	1	0	184	83	101	81	46	35	333	153	180
邑南町	37	15	22	67	26	41	14	10	4	400	182	218	161	95	66	679	328	351
津和野町	32	10	22	59	18	41	6	5	1	309	131	178	148	75	73	554	239	315
吉賀町	35	18	17	64	27	37	6	4	2	248	103	145	108	58	50	461	210	251
海士町	18	10	8	19	10	9	3	2	1	135	49	86	36	21	15	211	92	119
西ノ島町	18	8	10	32	14	18	3	3	0	127	42	85	32	18	14	212	85	127
知夫村	2	1	1	8	3	5	1	1	0	33	7	26	11	7	4	55	19	36
隠岐の島町	73	27	46	75	31	44	16	10	6	380	161	219	226	129	97	770	358	412
合計	2,272	994	1,278	3,859	1,581	2,278	415	293	122	17,608	7,517	10,091	8,858	4,845	4,013	33,012	15,230	17,782

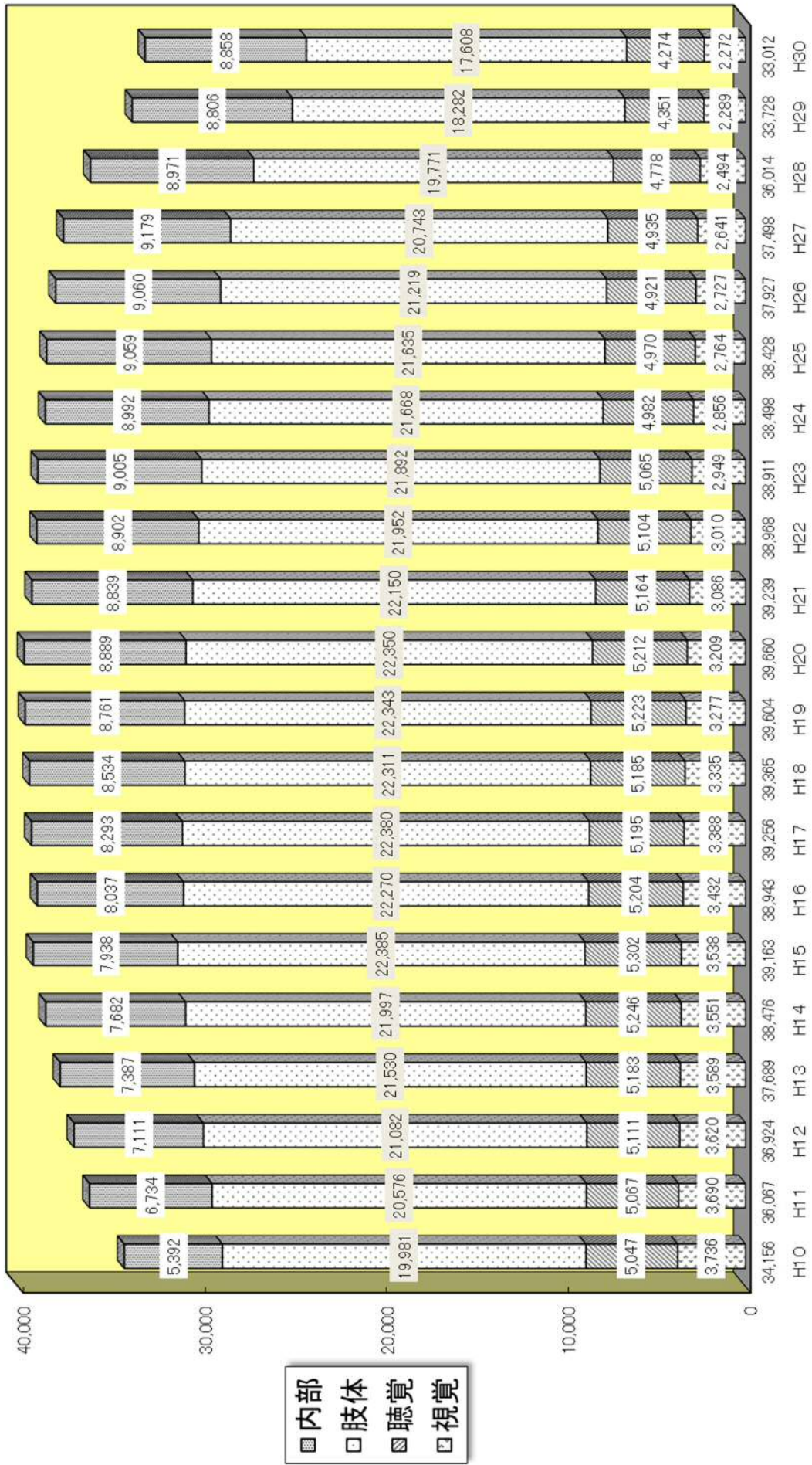
③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

平成31年3月31日現在

	1級		2級		3級		4級		5級		6級		合計						
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上					
視覚機能障害	791	5	611	2	551	152	4	121	156	300	3	221	186	0	165	2,272	15	1,790	
聴覚・平機能障害	183	2	127	37	462	469	9	399	734	19	0	13	1,755	18	1,579	3,859	75	3,233	
聴覚	183	2	127	37	460	454	9	389	734	2	0	2	1,755	18	1,579	3,823	75	3,210	
平衡機能	0	0	0	4	2	15	0	10	0	17	0	11	0	0	0	36	0	23	
音声・言語・そしゃく機能障害	4	0	4	22	18	213	1	160	176	82	0	0	0	0	0	415	2	264	
肢体不自由	3,627	165	2,401	2,815	38	2,067	13	2,765	5,432	8	4,692	1,654	8	1,293	3	576	17,608	235	13,794
上肢	1,702	34	1,267	1,310	13	991	4	428	622	3	481	487	5	404	2	238	5,101	61	3,809
下肢	576	22	389	751	12	553	5	2,052	4,753	5	4,174	858	1	652	1	334	9,628	46	8,154
体幹	1,178	67	742	795	9	521	3	293	49	0	37	299	1	237	10	4	2,643	80	1,824
脳原性運動機能障害	171	42	3	29	4	2	12	1	2	8	0	10	1	0	6	0	236	48	7
上肢機能	128	30	3	20	2	11	1	2	7	0	8	1	0	3	0	0	177	34	7
移動機能	43	12	0	9	2	0	1	0	1	0	2	0	3	0	0	59	14	0	
内部障害	6,053	40	4,960	78	1	57	28	743	1,804	16	1,488	0	0	0	0	8,858	85	7,248	
心臓機能障害	4,096	29	3,600	39	0	33	635	21	505	455	11	331	0	0	0	5,225	61	4,469	
じん臓機能障害	1,790	3	1,251	11	0	10	53	0	44	12	0	9	0	0	0	1,866	3	1,314	
呼吸器機能障害	113	2	85	11	0	9	160	0	146	79	0	71	0	0	0	363	2	311	
ぼうこう・直腸機能障害	5	0	4	3	1	1	62	6	45	1,241	0	0	0	0	0	1,311	12	1,124	
小腸機能障害	5	1	4	0	0	3	1	0	7	0	1	0	0	0	0	15	2	5	
免疫機能障害	5	0	0	6	0	7	0	0	9	0	1	0	0	0	0	27	0	1	
肝臓機能障害	39	5	16	8	0	4	3	0	3	1	0	1	0	0	51	5	24		
合計	10,658	212	8,103	4,301	78	3,155	55	4,188	8,302	35	7,036	1,973	11	1,527	21	2,320	33,012	412	26,329

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移

平成31年3月31日現在



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳
 ①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成31年3月31日現在

区分	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1級	2級	3級	合計
県計	16,734	1,566	4,175	1,455	7,196
松江保健所管内	6,367	516	1,594	536	2,646
松江市	5,475	432	1,360	445	2,237
安来市	892	84	234	91	409
雲南保健所管内	1,265	91	257	94	442
雲南市	871	59	162	59	280
奥出雲町	273	21	65	25	111
飯南町	121	11	30	10	51
出雲保健所管内	4,171	410	943	310	1,663
出雲市	4,171	410	943	310	1,663
県央保健所管内	1,095	138	410	112	660
大田市	704	100	279	64	443
川本町	78	9	27	7	43
美郷町	100	15	39	12	66
邑南町	213	14	65	29	108
浜田保健所管内	1,978	197	496	253	946
浜田市	1,350	141	351	166	658
江津市	628	56	145	87	288
益田保健所管内	1,401	148	363	128	639
益田市	1,050	118	277	92	487
津和野町	186	16	53	16	85
吉賀町	165	14	33	20	67
隠岐保健所管内	457	66	112	22	200
海士町	46	21	18	3	42
西ノ島町	47	11	14	4	29
知夫村	18	0	8	4	12
隠岐の島町	346	34	72	11	117

※平成30年度末に有効期間を有するものの数（令和元年7月1日作成）

②精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

平成31年3月31日現在

月	28年度		29年度		30年度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4月	280	155	277	198	302	227
5月	321	158	300	150	347	176
6月	256	146	300	174	252	181
7月	233	140	274	177	317	195
8月	245	173	301	148	336	199
9月	332	153	251	146	296	196
10月	246	179	321	183	416	222
11月	336	153	280	158	319	188
12月	255	152	199	159	268	162
1月	230	163	354	177	300	188
2月	341	171	280	170	313	180
3月	319	179	296	176	350	242
計	3,394	1,922	3,433	2,016	3,816	2,356

※平成30年度末に有効期間を有するものの数（令和元年7月1日作成）

③ 市町村別：年齢階層別：男女別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

平成31年3月31日現在

区分	性別	0歳 ～5歳未満	5歳 ～10歳未満	10歳 ～15歳未満	15歳 ～20歳未満	20歳 ～25歳未満	25歳 ～30歳未満	30歳 ～35歳未満	35歳 ～40歳未満	40歳 ～45歳未満	45歳 ～50歳未満	50歳 ～55歳未満	55歳 ～60歳未満	60歳 ～65歳未満	65歳 ～70歳未満	70歳～	合計
松江市	男		3	78	100	123	172	171	222	264	310	254	221	235	203	249	2,605
	女		1	20	111	135	169	219	253	273	324	239	242	208	208	468	2,870
	計	0	4	98	211	258	341	390	475	537	634	493	463	443	411	717	5,475
浜田市	男		1	3	28	18	32	40	55	71	72	47	56	67	46	93	629
	女		2	2	10	35	49	44	65	78	73	62	54	50	67	130	721
	計	0	3	5	38	53	81	84	120	149	145	109	110	117	113	223	1,350
出雲市	男		58	169	109	76	96	112	150	215	206	188	156	163	168	252	2,118
	女		11	65	70	115	126	135	177	177	228	182	125	152	163	327	2,053
	計	0	69	234	179	191	222	247	327	392	434	370	281	315	331	4	4,171
益田市	男		1	20	14	21	19	28	40	49	58	52	50	41	53	64	510
	女		1	6	19	20	22	53	46	57	50	31	47	45	45	98	540
	計	0	2	26	33	41	41	81	86	106	108	83	97	86	98	162	1,050
大田市	男			4	11	15	20	23	38	28	31	44	27	37	37	37	352
	女			1	19	13	12	22	31	43	23	32	28	32	29	67	352
	計	0	0	5	30	28	32	45	69	71	54	76	55	69	66	104	704
安来市	男			4	15	17	20	18	21	48	65	42	38	49	32	74	443
	女		1	1	13	25	24	29	60	51	38	48	36	32	66	449	
	計	0	1	5	28	42	45	42	50	108	116	80	86	85	64	140	892
江津市	男		10	31	12	15	14	20	19	35	32	28	39	23	31	31	340
	女		5	6	9	17	12	27	32	20	33	29	25	20	18	35	288
	計	0	15	37	21	32	26	47	51	55	65	57	64	43	49	66	628
雲南市	男		2	1	24	8	20	22	29	41	40	39	31	39	40	69	405
	女				18	23	18	34	42	41	40	39	29	33	49	100	466
	計	0	2	1	42	31	38	56	71	82	80	78	60	72	89	169	871
奥出雲町	男				8	8	8	9	6	7	9	10	9	13	25	18	130
	女				4	7	13	9	11	13	8	13	12	9	16	28	143
	計	0	0	0	12	15	21	18	17	20	17	23	21	22	41	46	273
飯南町	男			1	1	1	2	5	5	4	6	1	8	9	12	8	63
	女			1	1	2	5	5	3	4	10	4	6	3	2	12	58
	計	0	0	2	2	3	7	10	8	8	16	5	14	12	14	20	121
川本町	男			2	3	3		7	2	1	4	2	3	6	4	7	44
	女						1	3	2	1	4	4	5	6	2	6	34
	計	0	0	2	3	3	1	10	4	2	8	6	8	12	6	13	78
美郷町	男				1	1	4	3	2	4	6	3	3	9	9	3	48
	女				2	2	4	4	1	8	6	5	3	5	3	9	52
	計	0	0	0	3	3	8	7	3	12	12	8	6	14	12	12	100
邑南町	男		1		3	2	5	5	6	14	11	12	16	14	9	9	107
	女				2	4	2	2	6	17	17	12	9	9	9	17	106
	計	0	1	0	5	6	7	7	12	31	28	24	25	23	18	26	213
津和野町	男				5	3	4	7	4	8	13	7	12	12	9	7	91
	女				5	7	6	7	13	5	6	9	8	7	10	12	95
	計	0	0	0	10	10	10	14	17	13	19	16	20	19	19	2	186
吉賀町	男			1	1	2	2	5	7	9	4	4	7	6	7	16	71
	女			1	1		2	2	8	10	6	3	2	10	10	39	94
	計	0	0	2	2	2	4	7	15	19	10	7	9	16	17	55	165
海士町	男					1		1	1	1	4		2	3	4	3	20
	女					1	1	1	1	1	6	2	3	2	6	2	26
	計	0	0	0	0	2	1	2	2	2	10	2	5	5	10	5	46
西ノ島町	男						1	1	1	2	4	3		4	3	2	21
	女					1			2	2	2	4	3	3	4	5	26
	計	0	0	0	0	1	1	1	3	4	6	7	3	7	7	7	47
知夫村	男			1					2	1		1		1		2	8
	女						1				2	1	1	2	1	2	10
	計	0	0	1	0	0	1	0	2	1	2	2	1	3	1	4	18
隠岐の島町	男			2	4	1	4	5	9	14	11	12	26	28	26	42	184
	女			1	2	3	4	9	6	13	8	16	13	12	26	49	162
	計	0	0	3	6	4	8	14	15	27	19	28	39	40	52	91	346
合計	男	0	76	317	339	315	423	482	619	816	886	749	704	759	718	986	8,189
	女	0	21	104	286	410	472	600	728	823	897	725	663	644	700	1,472	8,545
	計	0	97	421	625	725	895	1,082	1,347	1,639	1,783	1,474	1,367	1,403	1,418	2,458	16,734

(注1) 平成30年度末に有効期間を有するものの数（令和元年7月1日作成）

(注2) 年齢は、年度末で計算

④市町村別・年齢区分別：等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成31年3月31日現在

	18歳未満				18歳以上65歳未満				65歳以上				合計				特記事項
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	
松江市	13	78	27	118	237	1,064	381	1,682	182	218	37	437	432	1,360	445	2,237	
安来市		10	7	17	41	179	76	296	43	45	8	96	84	234	91	409	
<松江圏域>	13	88	34	135	278	1,243	457	1,978	225	263	45	533	516	1,594	536	2,646	
雲南市		7	5	12	33	126	44	203	26	29	10	65	59	162	59	280	
奥出雲町		1	1	2	10	46	18	74	11	18	6	35	21	65	25	111	
飯南町		1		1	6	20	9	35	5	9	1	15	11	30	10	51	
<雲南圏域>		9	6	15	49	192	71	312	42	56	17	115	91	257	94	442	
出雲市		29	17	46	218	723	264	1,205	192	191	29	412	410	943	310	1,663	
<出雲圏域>		29	17	46	218	723	264	1,205	192	191	29	412	410	943	310	1,663	
大田市	1	8	1	10	49	199	55	303	50	72	8	130	100	279	64	443	
川本町		2	2	4	5	16	3	24	4	9	2	15	9	27	7	43	
美郷町		1	1	2	5	28	7	40	10	10	4	24	15	39	12	66	
邑南町					10	51	25	86	4	14	4	22	14	65	29	108	
<大田圏域>	1	11	4	16	69	294	90	453	68	105	18	191	138	410	112	660	
浜田市	1	6	15	22	58	251	123	432	82	94	28	204	141	351	166	658	
江津市		3	8	11	24	104	68	196	32	38	11	81	56	145	87	288	
<浜田圏域>	1	9	23	33	82	355	191	628	114	132	39	285	197	496	253	946	
益田市		8	6	14	61	224	80	365	57	45	6	108	118	277	92	487	
津和野町		1	1	2	12	41	13	66	4	11	2	17	16	53	16	85	
吉賀町			1	1	6	20	15	41	8	13	4	25	14	33	20	67	
<益田圏域>		9	8	17	79	285	108	472	69	69	12	150	148	363	128	639	
海士町					11	11	3	25	10	7		17	21	18	3	42	
西ノ島町					5	11	3	19	6	3	1	10	11	14	4	29	
知夫村						7	1	8		1	3	4		8	4	12	
隠岐の島町		1	1	2	19	50	9	78	15	21	1	37	34	72	11	117	
<隠岐圏域>		1	1	2	35	79	16	130	31	32	5	68	66	112	22	200	
県合計	15	156	93	264	810	3,171	1,197	5,178	741	848	165	1,754	1,566	4,175	1,455	7,196	

※平成30年度末に有効期間を有するものの数（令和元年7月1日作成）

(3) 療育手帳

①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数

平成31年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	154	241	395	516	967	1,483	186	143	329	2,207	
安来市	19	53	72	122	189	311	36	21	57	440	
<松江圏域>	173	294	467	638	1,156	1,794	222	164	386	2,647	
雲南市	7	37	44	114	219	333	57	42	99	476	
奥出雲町	4	7	11	35	51	86	20	7	27	124	
飯南町	3	5	8	10	36	46	11	5	16	70	
<雲南圏域>	14	49	63	159	306	465	88	54	142	670	
出雲市	77	163	240	415	759	1,174	143	86	229	1,643	
<出雲圏域>	77	163	240	415	759	1,174	143	86	229	1,643	
大田市	19	38	57	119	180	299	57	26	83	439	
川本町	4	8	12	12	24	36	3	6	9	57	
美郷町	1	6	7	24	29	53	13	3	16	76	
邑南町	4	6	10	36	69	105	28	13	41	156	
<大田圏域>	28	58	86	191	302	493	101	48	149	728	
浜田市	16	65	81	164	333	497	62	41	103	681	
江津市	9	31	40	106	126	232	32	16	48	320	
<浜田圏域>	25	96	121	270	459	729	94	57	151	1,001	
益田市	28	41	69	135	236	371	63	44	107	547	
津和野町	5	7	12	10	51	61	7	8	15	88	
吉賀町	4	12	16	25	41	66	9	2	11	93	
<益田圏域>	37	60	97	170	328	498	79	54	133	728	
海士町	0	2	2	6	16	22	6	2	8	32	
西ノ島町	0	2	2	9	14	23	2	5	7	32	
知夫村	0	0	0	2	2	4	0	1	1	5	
隠岐の島町	8	14	22	51	100	151	15	18	33	206	
<隠岐圏域>	8	18	26	68	132	200	23	26	49	275	
県合計	362	738	1,100	1,911	3,442	5,353	750	489	1,239	7,692	

② 相談・判定状況（過去5年間）

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分	取扱実人数	相談内容										判定内容					判定書交付件数			
		施設	職親委託	職業	医療保健	生	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計	
平成26年度	来所	455	0	0	4	3	1	0	288	159	455	34	452	0	0	6	273	173	452	
	巡回	444	0	0	0	0	1	0	425	18	444	1	443	0	0	0	424	19	443	
	計	899	0	0	4	3	2	0	713	177	899	35	895	0	0	6	697	192	895	
平成27年度	来所	427	0	0	4	0	3	0	252	168	427	24	418	0	1	5	234	176	415	
	巡回	467	0	0	0	0	0	0	467	0	467	1	464	0	0	0	463	1	464	
	計	894	0	0	4	0	3	0	719	168	894	25	882	0	1	5	697	177	879	
平成28年度	来所	320	0	0	1	0	0	0	169	150	320	47	301	0	0	0	138	162	300	
	巡回	151	0	0	0	0	0	0	150	1	151	0	151	0	0	0	150	1	151	
	計	471	0	0	1	0	0	0	319	151	471	47	452	0	0	0	288	163	451	
平成29年度	来所	251	0	0	1	0	0	0	121	129	251	28	234	0	0	0	96	135	231	
	巡回	116	0	0	0	0	0	0	114	2	116	4	116	0	0	0	113	3	116	
	計	367	0	0	1	0	0	0	235	131	367	32	350	0	0	0	209	138	347	
平成30年度	来所	286	0	0	1	0	1	0	145	150	297	33	284	0	1	0	127	161	288	
	巡回	105	0	0	0	0	0	0	105	3	108	1	108	0	0	0	102	6	108	
	計	391	0	0	1	0	1	0	250	153	405	34	392	0	1	0	229	167	396	

4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

(1) 補装具判定業務委託医療機関

平成 31 年 3 月 31 日現在

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1 東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
2 玉造病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
3 浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
4 島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
5 島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
6 出雲市民リハビリテーション病院	693-0033	出雲市知井宮町238	0853-21-2733	24-2906
7 益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町イ103-1	0856-22-1480	22-3991
8 益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
9 白根医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
10 安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
11 生越整形外科クリニック	694-0064	大田市大田町大田1263-8	0854-82-6161	82-6162
12 済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101	54-0171
13 西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
14 雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
15 町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
16 加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
17 六日市病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581	77-1580
18 隠岐広域連合立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
19 隠岐広域連合立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

(注) 補装具判定担当窓口は次のとおりである。

玉造病院	義肢室
島根大学医学部附属病院	リハビリテーション部
雲南市立病院	リハビリテーション科
浜田医療センター	リハビリテーション科
島根県立中央病院	リハビリテーション科
出雲市民リハビリテーション病院	リハビリテーション科
益田地域医療センター医師会病院	リハビリテーション科
隠岐広域連合立隠岐島前病院	外科
その他の医療機関	整形外科

(2) 平成30年度障害別補装具・更生医療の判定状況

区分	肢体不自由									眼疾患	耳疾患	そしやく・音声・言語	内部障害				計	
	脳血管障害	脳性麻痺	神経・筋疾患	脊頸損	上肢切断	下肢切断	リウマチ	骨折	変形性関節症				その他	腎臓	心臓	肝臓		免疫機能
義肢一般構造一上肢					5													5
義肢一般構造一下肢						11				1								12
義肢一骨格構造一上肢																		0
義肢一骨格構造一下肢						20				2								22
装具一上肢			3	1				1										5
装具一下肢	103	1	2	2		1		1	3	24								137
装具一体幹			1															1
電動車椅子		8	4	1					1	4								18
車椅子	13	20	12	5		1		1		22								74
意思伝達装置			2	10														12
座位保持装置	1	11								1								13
補聴器(ポケット型)											24							24
補聴器(耳掛け型)											216							216
補聴器(耳あな型)											6							6
補聴器(FM型)																		0
補聴器(骨導式)																		0
特例補装具		2	1								4							7
不適										1								1
小計	117	44	33	9	5	33	0	3	4	55	0	250	0	0	0	0	0	553
更生医療一腎臓														290				290
更生医療一心臓															193			193
更生医療一肝臓																6		6
更生医療一肢体不自由										27								27
更生医療一眼疾患																		0
更生医療一耳・口腔疾患												13						13
更生医療一免疫機能																	10	10
不適																		0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	13	290	193	6	10	539
計	117	44	33	9	5	33	0	3	31	55	0	250	13	290	193	6	10	1092

* 補装具の判定数は、給付判定数。

* 難病患者等で身体障害者手帳非取得者の判定は11件(意思伝達装置9件、上肢装具(BFO)2件)。

(3)平成30年度市町村別判定状況

区分	補装具										更生医療							合計						
	肢体不自由					補聴器					不適	意思伝達装置	特例補装具	腎臓	心臓	肝臓	肢体不自由		眼疾患	耳・口疾患	免疫機能	不適		
	義肢		装具		車椅子	ポケット型	耳掛け型	耳あな型	FM型	骨導式補聴器														
	上	下	上	下							電動車椅子	車椅子	座位保持装置											
	上肢	下肢	上肢	下肢	上肢	下肢	上肢	下肢	上肢	下肢														
松江市	1	5	8	2	24	3	19	4	7	65	3	4	2	58	7	1	7						220	
浜田市		1	2		13	1	6	1		20	1	2	1	32	37		3						120	
出雲市	1		4	1	47	4	21	4	7	39	1	1	2	76	54	5	9			10			287	
益田市			2	1	8	2	4		7	25			1	21	32		3			1			107	
大田市	1	1	1		5	1	2			11				16	11		1						50	
安来市	1	2			7	2	5	3		13		1		11	10								55	
江津市			1		5	3	4			5		1	1	15	2		2						39	
雲南市	1	1	1		5		4			12		1		17	14		1						57	
奥出雲町					3	1	2	1		9				7	1								24	
飯南町	1				4		1		1					2	3					1			13	
川本町		1	1		1				1	1				2	1								8	
美郷町							1	2	1	1				2	1								8	
邑南町					2		1			1				3	2								9	
津和野町					1					1				5	13								20	
吉賀町			1		3					6				5	1								16	
隠岐の島町			1	1	7		2			6		2		18						1			38	
海士町					1																		1	
西ノ島町					1		1			1					3		1						9	
知夫村															1								1	
その他																						10	10	
計	5	12	0	22	5	137	1	18	74	13	24	216	6	0	0	12	1	7	290	193	6	27	0	1,092

業務概要令和元年度版（平成30年度実績）

発行 島根県立心と体の相談センター

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3

いきいきプラザ島根（2階）

TEL 0852-32-5905

FAX 0852-32-5924

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>

発行年月 令和元年12月